

**ガイドライン運用面の見直し
ワーキンググループ
(用語解釈・範囲)
「不可分一体の事業」
「派生的・二次的な影響・累積的影響」**

日時 平成26年8月11日（月） 14:01～17:12

場所 JICA本部 1階111会議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称省略）

作本 直行	日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
佐藤 真久	東京都市大学 環境学部 准教授
柴田 裕希	東邦大学 理学部 専任講師
清水谷 卓	山口大学 大学研究推進機構 研究推進戦略部 URA
高橋 進	共栄大学 教育学部 教授
田中 充	法政大学 社会学部及び地域研究センター 教授
谷本 寿男	元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 元教授／ 社会福祉法人 共働学舎 顧問
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授
早瀬 隆司	長崎大学 大学院 水産・環境科学総合研究科 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表理事
松下 和夫	京都大学 名誉教授／地球環境戦略研究機関（IGES）シニア・フェロー
松本 悟	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問／ 法政大学 国際文化学部 准教授
柳 憲一郎	明治大学 法科大学院 教授・環境法センター長

JICA

<事務局>

宮崎 桂	審査部 次長
山邊 卓	審査部 審査役
長瀬 利雄	審査部 環境社会配慮審査課 課長
篠田 孝信	審査部 環境社会配慮審査課
折田 直哉	審査部 環境社会配慮審査課
田中 祐太郎	審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

上條 哲也	社会基盤・平和構築部 参事役
-------	----------------

午後2時01分開会

○長瀬 皆様、今日ご出席の方が揃いましたので、始めさせていただいてもよろしいでしょうか。

では、運用面の見直しのワーキンググループの第1回ということで、よろしくお願いいたします。

まずはちょっと狭い部屋になって、非常にきつきつなところをお詫び申し上げます。これからもこれより広い部屋はなかなか手当てできないので、こんな感じになってしまいますので、すみません、よろしくお願いいたします。

先ほどちょっと始まる前に主査と話をさせていただいて、まずはちょっとパワーポイントの資料を皆さんにお配りしただけなので、一度ちょっと簡単に私どものほうから説明させていただいたほうがいいのかと思っております。その後、ありがたいことに、いろいろ皆様からのコメントとかいただきましたので、それを今日来ていらっしゃる委員もいらっしゃるし、今日欠席されている方もいらっしゃるし、適宜、いろいろやりとりしながら揉んでいくのかなと思いますので、そういった感じでよろしいでしょうか。

では、まず私どものほうから説明させていただきます。

○折田 審査部の折田と申します。よろしくお願いいたします。

第1回ワーキンググループの説明をさせていただきます。

本日の議題ですが、事前に配付、ご案内させていただきましたとおり、用語解釈・範囲ということで、一つ目が「不可分一体の事業」で、もう一つ目は「派生的・二次的な影響・累積的影響」という二つになっております。私からは、まず不可分一体の事業について、ご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、我々のJICAの現在のガイドラインはどのように書いてあるかですけれども、2カ所ございまして、別紙1、19ページの対象プロジェクトに求められる環境社会配慮というところと、7ページの2.3環境社会配慮の項目というところ、両方共通した同じ内容が書かれております。具体的には2.調査検討すべき影響はプロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含むとされています。

それで、今回の不可分一体の事業につきましては、既に環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集、FAQのところに、回答が掲載されております。現在のもので読み上げますけれども、不可分一体の事業とはどのようなものですかという問い立てに対しまして、回答として、不可分一体の事業とは、JICAが協力を行う対象プロジェクトと密接に結びついており、分けたり切り離したりできない事業を意味します。事業の関連度合い、実施主体、実施のタイミング等、さまざまな状況に応じて、ケース・バイ・ケースで判断します。例えばある鉱山事業と、その鉱山専用のインフラ整備事業については、不可分一体の事業と考えられる可能性がありますというのが、現

在掲載しております回答になります。

それで、今回、不可分一体の事業を運用見直しで取り上げた背景としまして、これまでのいろいろな議論を踏まえるとこのような課題がございました。一つ目が不可分一体の事業の意味するところが曖昧でして、影響の確認範囲が不明である。二つ目が、不可分一体の事業とみなされた場合の対応ぶりが明確ではないといったことがあります。我々JICAがこの運用見直しに当たって、各国政府実施機関によりヒアリングを行いましたところ、そこでも同様の意見がございました。そういった課題を踏まえまして、今回、ガイドラインの「合理的と考える範囲内で」というところにあくまで留意しつつ、今回のその課題を明確にする必要があるということが背景にございます。

では、どのように検討していきましょうかということなんですけれども、同じガイドラインの8ページ、2.6の参照する法令と基準のところにこのような記載がございました。「JICAは、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。」といったことが規定されております。これを踏まえてJICAの過去の事例ですとか、ほかの国際、主に金融機関等の規定を参考に、不可分一体の事業について明確にする必要があるということでございます。

それで、この前のスライドの規定を踏まえまして、ほかの国際機関ではどのように定義されているかというところに移らせていただきますけれども、まず世界銀行ですが、不可分一体の事業というところでは、明確な定義は記載されておられません。こちらに関連するところをちょっと抜粋いたしました。日本語、我々の和訳を申し上げますけれども、こちらにいろいろ書いてありますとおり、不可分一体の事業ということとは書いておられません。あらゆる付随的側面によって影響を受ける地域も影響評価の対象に含むといったようなことが書かれております。ただ、その中には不可分一体の事業というものが、では例えばこういった定義とか、そういったことは書かれておりません。

次に、世界銀行だけではなくて、ほかのところを見る必要がありますので、アジア開発銀行でどんな定義がされているかですけれども、こちらに抜粋しましたとおり、Safeguard Policy Statementsのところに、Associated Facilityという言葉がありまして、そのAssociated Facilityの中で、このようなものがAssociated Facilityですといったような定義がなされています。これは我々の和訳ですけれども、和訳を読み上げますと、「アジア開発銀行が支援する事業の一部としては実施されず、その実現可能性や存在が完全に支援対象事業に依存しており、その資材・サービスは支援対象事業の円滑な運営のために不可欠であるような関連事業」といったようなものを指して、Associated Facilityと定義しておりまして、このfacilityについても影響を確認する必要

があると規定しております。

また、世界銀行、アジア開発銀行に続きまして、国際金融公社（IFC）でどのように定義しているかですけれども、同じく Associated Facilityといたしまして、このような定義がございます。和訳を読み上げますけれども、「事業の一部として実施しない関連施設のうち、その事業がなければその施設は建設あるいは拡張されることはなく、かつ、その関連施設がない場合には、その事業は実行可能性がない施設」というものを指して、Associated Facilityという定義をしております、このAssociated Facilityについても影響を確認する対象としています。

これらの主な三つの国際金融機関の定義を参考といたしまして、今回、JICAの運用方針として、このようなことを考えております。まず、定義でございますが、国際金融公社、あるいはアジア開発銀行もほぼ同様の定義を使っておりますけれども、国際金融公社のAssociated Facilityとの定義を踏まえまして、以下のような定義を満たす事業を、まずJICA事業——JICA事業といいますのは、JICAが協力をする対象のプロジェクトのことです——と不可分一体の事業とみなすと。JICAがJICA事業の一部として実施しない関連事業のうち、まず一つ目は仮にJICA事業がなければ、その関連事業は建設される、あるいは拡張されることはなく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICA事業は実行可能性がないと考えられる事業。つまり、JICAが協力する対象のプロジェクトと、その関連のプロジェクトがあった場合に、双方向的に必要なプロジェクトというものを指して、不可分一体の事業という定義をするということでございます。

では、例えばこういったものが不可分一体事業になりますかということなんですけれども、こちらの図の青いところが、ちょっと見にくくて申しわけないんですが、JICAが支援する対象の発電所だとします。これはあくまで一例ですけれども。ここに送電線、赤い送電線がございまして、この真ん中に青い送電線があって、この丸は変電所を指しています。こういった場合に、送電線は全てJICAの支援対象ではない事業だった場合に、ではどこが不可分一体事業になりますかということなんですけれども、今回の定義に照らし合わせますと、この赤いところの送電線が不可分一体の事業に当てはまると考えられます。なぜかといいますと、この送電線はこの発電所がなければ、ここにつくられることはないですし、逆にこの発電所もこの送電線がないと運用はできない。要は双方必要があるということで、まずこれは不可分一体ですと。逆に、これらがではなぜ不可分一体ではないかといいますと、これらの送電線といいますのは、例えばここにありますように、ほかの発電所につながっていたりですとか、ほかのネットワークにつなげるための変電所としてつくられているものですので、これらはこの青いところのJICAが支援するプロジェクトがなくても成り立つものですし、つくられているものということで、これらは不可分一体の事業とはならないというような例でございます。

続いて、不可分一体の事業について、どのような対応を行いますかというところで

すけれども、ガイドラインに規定がございますとおり、合理的な範囲というのが一つ重要でして、このようなことを考えております。JICAは合理的な範囲で想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書、例えば住民移転計画、環境アセスメント報告書等が作成されていることを確認し、必要に応じ相手国に申し入れを行います。留意点といたしまして、この定義にもございますが、不可分一体の事業は、JICAが支援する対象ではない事業を指していることですので、カテゴリ分類の検討に当たっては、不可分一体の事業を含まないJICAが協力する対象のプロジェクトそのものの影響・規模に応じて分類を行うというのが留意点としてございます。また、カテゴリ分類の対象ではありませんけれども、不可分一体の事業となりましたら、その内容はJICAとしても確認をしていくということでございます。

このような方針を踏まえまして、今回、ご提案するよくある問答集の回答案ですが、前回のものから、ちょっと今回いろいろな、より明確な運用とするためにこのような回答案にしようと考えております。読み上げますけれども、まず、問いは同じです。「不可分一体の事業」とはどのようなものですか。回答といたしまして、JICAでは国際金融公社（IFC）の定義に準拠し、JICAがJICA事業の一部として実施しない関連事業のうち、仮にJICA事業がなければ、その関連事業は建設される、あるいは拡張されることはなく、かつ、その関連事業がない場合には、JICA事業は実行可能性がないと考えられる事業を「不可分一体の事業」として定義します。不可分一体事業については、JICAは合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書が作成されていることを確認し、必要に応じ相手国等に申し入れを行うという回答にしたいと考えております。

不可分一体に関する説明は以上ですが、続けてこちらからの説明として、「派生的・二次的な影響、累積的影響」の説明に移らせていただきます。担当の田中からご説明いたします。

○田中 私、審査部環境社会配慮監理課兼審査課の田中と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、「派生的・二次的な影響」に加えて「累積的影響」につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、派生的・二次的な影響のほうから進めさせていただきたいと思っております。こちら、先ほどの不可分と同じく、ガイドラインの規定では2カ所、主に書かれております。一つ目が環境社会配慮の項目、7ページの部分、もう一つ目が別紙1のところで、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮、検討する影響のスコップというところで、不可分一体の事業と同じところで、派生的・二次的な影響、累積的影響については書かれております。

この論点としましては、これまで運用上、下記のような課題があったのかなと認識しております。一つ過去の助言委員会でも、確認すべき影響に関して議論がなされま

した。もう1点、派生的・二次的な影響というものが意味するところが曖昧であって、影響の確認範囲というものが不明確だったというような課題もございました。不可分一体のほうと同じなんですけれども、今回の運用見直しの際に、途上国ヒアリングというものをを行った際に、各国政府実施機関からのヒアリングにおいても、「二次的影響は事業サイクルを超えるものであって、影響評価を行うのが困難である。」と。つまりは二次的影響という形で、どこまでその範囲を見ればいいのかというところが、途上国側でも不明確だったというふうなコメントがなされております。派生的・二次的な影響に関しましては、よくある問答集、FAQには回答が今までありませんでした。こういった背景を踏まえて、派生的・二次的な影響とはどのようなものなのかというものを明確にする必要があるのかなと考えております。

検討方針としましては、こちらJICAのガイドラインに記載がありますとおり、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認するというふうなものがありますので、まず、ではほかの世銀であったりとか、ADBであったりとか、ほかの国際金融機関がこういった形で定義しているのか、もしくはこういった形で運用しているのかというのを確認しつつ、JICAの事業では今までこういった形で進めていったのかというふうなところを確認しながら、今後の運用の見直しという形で進めさせていただきたいなと思います。

まず、世界銀行なんですけれども、派生的・二次的、こちらJICAガイドラインでは、derivative or secondaryというふうな文言を使っているんですけれども、こういった影響という文言は用いられておりませんでした。かわりに「間接的(indirect)」、もしくは「関連する(associated)」影響等を調査の対象としているということが、OP4.0のほうで書かれております。そちらでは各候補プロジェクトについて、スクリーニングプロセスに沿ってできるだけ早い段階で環境アセスメントの適切な範囲及び内容を決定するとともに、潜在的なリスクならびに直接的影響、ここから間接的影響、累積的影響及び関連する影響についても同様に、影響に見合った適切な調査が実施されるようにするというふうに規定されております。ただ、世界銀行ではこれ以上明確な文言の説明というものは加えられておりません。一応、こういった形でこれの間接的また関連する影響というものを確認しますというふうなことは明記されているんですけれども、これ以上、詳しい説明、こういった影響なのかということは説明がなされておられません。

アジア開発銀行、ADBに関しても、派生的・二次的な影響という言葉は用いられておらず、こちら「間接的(indirect)」、「誘引されて生じる(induced impact)」という形で調査の対象としています。下の部分を読み上げますけれども、こちらJICA、当方のほうで和訳させていただいたものなんですけれども、「借入人や顧客は直接的、間接的、累積的、または事業により誘引されて生じる、物理的、生物的、社会経済的、文化的資源に対する環境影響やリスクを調査の早い段階で特定し」というふうに記載

があります。こちらADBに関しても、間接的、誘引されて生じる影響というものを確認するということは明記されてはいるんですけれども、そちら詳しい内容、明確な説明というものはなされておりました。

一方、IFCについて調べてみましたところ、派生的・二次的な影響という言葉は、世銀、ADB同様に、用いられておりません。以下のような「予測可能な開発による影響」という形であったり、「間接的影響」ということを考慮するとしております。IFCに関しては、少しそれら間接的影響等々に関して、より詳細な説明がなされておりました。そちら、またこちらで訳させていただいたものなんですけれども、読み上げますと、まず一つ目の予測可能な開発による影響としまして、将来もしくは異なる場所で行われる可能性のあるプロジェクトに起因する、計画されていないが予測可能な開発による影響、もう一つ、間接的(indirect)な影響としまして、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスに与える間接的なプロジェクトの影響、これらをIFCのほうでは確認するということが明記されております。

今まで、世銀、ADB、IFCと見てきましたけれども、それらをここでまとめさせていただきます。その三つの機関におきまして、派生的(derivative)、もしくは二次的(secondary)という言葉というものは用いられておりませんでした。それぞれ世銀では「関連する(associated)」影響、もしくは「間接的(indirect)」影響、ADBでは「誘引されて生じる(induced)」影響、「間接的(indirect)」影響を確認するとされておりました。ただし、それ以上の細かい説明、明確な説明というものはなされておられません。

一方で、IFCでは「予測可能な開発による影響」と「間接的影響」というものを確認することをしつつ、以下のとおり影響の範囲について、より明確に説明しております。

これらを踏まえて、確認すべき影響の範囲としましては、IFCが一番明確に示しているというところでしたので、IFCのPerformance Standardを参考にすることは、当面の共通認識として妥当なのではないかと考えられることから、以下のような影響を「派生的・二次的な影響」の目安としたいと考えております。その考え方としましては、先ほども紹介しましたとおり、将来、もしくは異なる場所で行われる可能性のあるプロジェクトに起因する計画されていないが予測可能な開発による影響、または生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスに与える間接的なプロジェクトの影響を、JICAの派生的・二次的な影響というところで、このようなIFCの規定を目安にしながら考えていくのが、当面の認識としては妥当なのではないのかなと考えております。

参考に、過去の助言委員会で挙がりました議論について、少しご紹介させていただきたいと思います。全体会で取り上げられた事業の例として、二つ、以下に提示させていただきます。一つがベトナムの「ハノイ市ファツヴァン〜カウゼー高速道路事業」、PPFの案件なんですけれども、こちら道路の建設事業ですが、道路建設に付

随して起こる周辺の地域開発によって、さまざまな施設が立地した際、大気環境等への派生的な問題が生じ得るのではないかというような議論がなされました。こちらは先ほどのIFCのPerformance Standardと照らし合わせてみますと、計画されていないが予測可能な開発による影響というようにも、特段齟齬はないのではないのかなと考えられるかなと思います。

もう1個、リベリア「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」という無償の案件なんですけれども、こちらの議論に当たるところとしましては、供用後の車両増加、こちら道路の建設復旧計画なんですけれども、こちら供用後の車両増加、商業活動の活発化、住宅及び商業施設の建設が中長期的にこの事業地及び河川にもたらす影響について、可能な範囲で評価し、影響を緩和する対策と合わせて最終報告書に記述することと、こちらはそういった助言が残されております。こちらはその事業に付随して生じる生物多様性に与える間接的なプロジェクトの影響なのではないかと読み取れます。こちらはそのIFCのPerformance Standardの二つ目にありましたところ、生物多様性に対する間接的な影響といったところと、大きな齟齬はないのではないのかなと考えられます。

ですので、以上をまとめまして、FAQ、問答集のところの回答案としましては、以下のとおり考えております。

まず一つ、問いのところなんですけれども、「派生的・二次的影響」とはどのようなものですか。回答としましては、JICAでは、派生的・二次的影響として、国際金融公社(IFC)のPerformance Standardを参考に、先ほども紹介しましたが、将来、もしくは異なる場所で行われる可能性のあるプロジェクトに起因する、計画されていないが予測可能な開発による影響、または生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスに与える、間接的なプロジェクトの影響を派生的・二次的な影響の目安としています。これら影響の可能性がある場合には、個別事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。こういった形で、FAQの問い、または回答というふうな形で考えております。

以上が、「派生的・二次的な影響」に関する説明とさせていただきます。

続きまして、「累積的影響」に関しても、私、田中が説明させていただきたいと思っております。こちら、まずJICAガイドラインの規定ではどうなっているのかというところでは、今までと同じで、ガイドライン2.3環境社会配慮の項目、及び別紙1のところに同様の記載がされております。累積的影響については確認することが記載されております。

論点としまして、こちら累積的影響に関しましても、過去の助言委員会で確認すべき影響に関して議論がなされました。累積的影響が意味するところが曖昧であって、影響の確認範囲というものが不明確だったという課題もあります。そしてこちら二次的・派生的な影響と同じなんですけれども、問答集には今までは回答はありません

でした。よって、累積的影響がどのようなものなのか、明確にする必要があるという次第でございます。こちら世銀であったりとか、国際金融機関が定めた基準等々をベンチマークとして参照しながら、JICAでの運用を考えていく必要があるかと考えております。

世界銀行に関しまして、累積的影響にどういった規定がなされているのかを確認しましたところ、地域別EA、環境アセスメントにおいて、累積的影響が考慮されております。こちらはSEAのようなものを想定したことを記載されているのかとは思いますが、地域別にある一つの事業が特定の戦略であったり、政策、計画、プログラム等々を策定するようなある事業において、その当該地域において環境管理強化に向けた幅広い方策を提案する文書が、この地域別EAというものなんですけれども、その中では、複数のプロジェクトによる潜在的な累積的影響に特に注意が払われますというふうな書きぶりとなっております。

もう一つ、地域別EAとは別に、セクター別EAにおいても、累積的影響というものが考慮されております。こちら特定の戦略、政策、計画、プログラム等々を策定し、影響を調査する中で、当該セクターにおける環境管理強化に向けた幅広い方策を提言する文書のことを、こういったセクター別EAというふうに呼んでいるんですけれども、その中では、同じく複数のプロジェクトによる潜在的な累積的影響に特に注意が払われますというふうな形で記載がなされております。ただ、こちらの累積的影響については、特に注意が払われますという記載はあるものの、累積的影響を特に明確に説明している文書というのは確認されませんでした。

一方、ADBではどのようになっているかといいますと、こちら累積的影響を調査の対象としております。そちらを見ていきますと、当該事業のさらなる開発、同地域内において、同様な影響を与える要因、既存プロジェクトの状況、そしてプロジェクトに起因するアセスメントの実施段階において計画されているその他開発により生じる累積的影響により、潜在的に影響を受ける地域及びコミュニティというように、ちょっと長いんですけれども、こういった形で記載がされております。

こちらその累積的影響は何ですかというふうな具体的な問いに関する回答のような、明確な説明というものはなされておりました。一方、またIFCについて調べてみましたところ、累積的影響というものを定義しております。そちらは当方の訳なんですけれども、こちらを見てみますと、事業により利用される、あるいは事業により直接的に影響を受ける地域及び資源において、リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点における当該事業以外の既存事業、計画されている事業、その他関連事業による影響に起因するものというふうな形で、IFCのPerformance Standardの中では、累積的影響が定義されておりました。

これら世銀、ADB、IFCと見てきましたけれども、またこちらをまとめてみますと、三つ、どの機関においても「累積的影響」を確認することというものの自体は規定され

ておりました。一方で、その累積的影響という言葉の定義に関しましては、IFCのみが明確に打ち出していたという状況です。その下に、IFC、Performance Standardにおける定義というものを記載しております。このような形で、IFCでは「累積的影響」を定義しておりました。

それらの状況を踏まえて、当方としてはどうするかというところなんですけれども、確認すべき影響の範囲につきまして、IFCのPerformance Standard以外に、明確な国際基準がなかったということがわかりました。同Performance Standardを参考にするということは、当面の共通認識としては妥当ではないのかと考えられることから、以下のような影響を累積的影響の目安とするとさせていただきたいと思っております。

こちらは累積的影響の和訳の部分に関しましては、先ほどのスライドと同じものです。こちらも参考に、では今までJICAとしてはこういったものをどういった事業における影響を累積的影響として対応してきたのかというふうなところの参考としまして、例をご紹介させていただきたいと思います。

まず一つ目のSEAレベルの事例としまして、ネパールの「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査」というものがあります。こちらは流域内に複数のダムの開発を計画するというふうなマスタープラン調査だったんですけれども、例えば複数のダムが隣接することによって、減水率が一つのダムであれば5%のところ、流域全体で考えると大きな減水が起きてしまうのではないのかといった累積的影響が想定されることから、こちら合理的な範囲内において、地域全体の累積的影響を確認する必要がありました。そこで、本調査、本事業における対応なんですけれども、複数ダム建設による一つ目が、流量調整が下流域の湿地生態系に与える影響を見ます。二つ目、堰が魚類の遡上に与える影響、三つ目、開発集中による陸域生態系への影響、これら三つを累積的影響予測項目としまして選定し、評価を行いました。この結果をもとに、それぞれの累積的影響に対する保全対策が提言として報告書内にまとめられました。

もう一つ参考としまして、先ほどはSEAレベルでの影響確認だったんですけれども、次はEIAレベルでの事例を紹介させていただきたいと思います。ウズベキスタンの「ナボイ火力発電所近代化事業」という案件で、事業対象地に既存発電所が複数基既にございました。そこを合理的な範囲内において、既存発電所を含めた地域全体への累積的影響を確認する必要がございました。そこで本件の対応としましては、当該事業による大気環境への影響のみならず、既存発電所を含めた地域全体での大気環境への影響を評価いたしました。その結果、事業対象地における環境基準値、その周辺の既存発電所を含めた環境影響というものは、環境基準値を超えないことは確認されまして、その結果は報告書内にまとめられております。

ご紹介させていただきましたとおり、過去のJICAの案件では。このような対応をしてきました。

最後にFAQのところ、どういうふうな形で落とし込むのかというところなんです

けれども、問いとしましては、「累積的影響」とはどのようなものですか。その回答といたしまして、JICAでは、累積的影響として、国際金融公社(IFC)の定義を参考に、「事業により利用される、あるいは事業により直接的に影響を受ける地域及び資源において、リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点における、当該事業以外の既存事業、計画されている事業、その他関連事業による影響に起因するもの。」を累積的影響の目安としております。これら影響の可能性がある場合には、個別事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとしますというふうな形でFAQのところの記載させていただけたらと考えております。

以上で、不可分一体事業及び派生的・二次的な影響、また累積的影響につきまして、こういった形でFAQに落とし込もうかというふうなことをご説明させていただきました。

ご清聴ありがとうございました。

○長瀬 私どもからのまず説明は以上でございます。それで、あと先ほど申し上げたように、事前にいろいろな方からコメントなり、質問なりをいろいろいただいております。こういったところを議論させていただくのかなと思います。ほかにもこれ以外の項目は出てくるかと思えます。そこをちょっとすみません、1回目なので、手探りで今進んでいるところなんですけれども、いかがいたしましょうか。何となくアイデアとしては、不可分一体の固まりと、あと派生的・二次的、累積的の固まりに分けて議論していったほうがいいのかというふうな気はいたしますが、いかがでしょうか。

○松下主査 それでは、事務局側からご説明ありがとうございました。それで、委員の皆様方には、事前に資料を読んでいただいて、限られた時間ですが、たくさん質問とコメントをいただいております。進め方としてはまずざっと順番に出していただいた質問に関して、改めて確認していくという作業をまずやっていきたいと思えます。

それでは、このページの綴じてある順番で、高橋委員から質問1と2について追加的な説明をお願いします。

○高橋委員 私からは不可分一体事業について、2点、コメントを前提とした質問を出しています。

まず、1点目は単なる確認ですが、JICA事業の一部として実施しないというわざわざ断り書きをしておりますけれども、JICA事業として実施する場合もあるのではないのでしょうかという、単純な質問であります。

それから2点目は、これまでいろいろな不可分一体事業について事例がこれまでもワーキンググループでも出てきたわけなんですけれども、ここにありますように、例えば全体計画としては、道路計画があって、それを一部実施をするというような場合、あるいは工業団地を整備して、その中で排水処理、これをJICA事業として行うというような事例もありました。そのほか、発電所、あるいは残土処理、骨材をとるという、通常は残土処理、骨材は不可分一体事業となるんでしょうけれども、この残土処理、あ

るいは骨材採取が、ほかの事業とたまたま一緒になって、そちらはそちらで一つの事業というような、そういう事例もありました。というような場合にどう扱うのか。こういうことについて、ご質問したいということです。

○松下主査 ありがとうございます。

それでは、この2点について、JICA側からお答えがあればお願いいたします。

○長瀬 まず、一つ目のご質問をいただいた点ですけれども、これはあり得ます。後で我々が関与するというふうに決めるという場合もありますし、いろいろな場合が想定されるなと思います。

二つ目のいただいたご質問ですけれども、多分、かなり個別の判断が必要になってくる場合が出てくるんだろうなと思います。要はまず多分第1段階として、本事業の範囲内に落ちるのか否かということで、まず第1段階の判断が出てくるのかなというふうにします。さらにそれで本事業の範囲ではないとなったら、次、不可分一体性の議論が出てきて、そこで合理的な範囲内でそれは本当に不可分一体の事業なのか、そうではないのかということを検討していくんだと思います。なので、一律全て残土処理と骨材採取が本当に不可分一体になるかどうかというのは、ちょっと一般論では言いづらいのかもしれないですけれども、そこはケース・バイ・ケースで判断していけばいいのかなというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○高橋委員 わかりました。それでは、1番目についてはJICA事業の一部として実施しないという、ここの文言を少し、あり得るということであれば検討をお願いしたいというコメントに変えます。

2番目は個別の案件ですから、こういったようなものも読めるような定義といいましょうか、これはほかの方の質問、あるいはコメントと合わせて、また検討いただければと思います。

以上です。

○松下主査 スライド11、14は、今ご議論で、後で文章を考えるとということで対応したいと思います。

○宮崎 すみません。今のところでちょっとよろしいですか。二つ目のところですが、全体計画に基づいて実施されるかどうかというよりも、やはりまずこちらが提示させていただいた定義に沿って、不可分一体であるかどうか次第なのではないかと思います。ちょっとうまくお答えになっていないかもしれませんが、全体計画に基づいていて、一緒に残土処理等を行うことがあるかもしれませんが、JICAが不可分一体事業として配慮しなくてはいけないかどうかというのは、あくまでこちらがFAQで提示させていただいた①と②の二つの条件に合致していれば、不可分一体として取り扱うけれども、そうでなければ残土処理とか骨材採取とかあるかもしれませんが、それは別事業というか、JICAが環境社会配慮を及ぼす対象とはしないということなのではないかと思うんですけれども、そこはご理解いただけませんかでしょうか。

○高橋委員 例えば残土処理とか骨材採取については、私は基本的には不可分一体事業と思います。その当該JICA事業によって残土が出る。それを処分しなければこの事業自身がやっていけない。あるいはその事業によって影響が出る可能性があるわけです。だから私は、そこは派生的というよりは、むしろ不可分一体の事業ではないかというように思うんですが、従来もそういう形で確か処理してきたと思いますけれども、残土処理がほかの類似の事業の残土もあわせて処分をするということで、当該事業の不可分一体事業とはならない事例も実はあったりしたものですから、その辺をどういうふうに扱いましょうかという質問です。

○宮崎 残土処理は多分、不可分一体というよりも、その事業そのもので対応しなければいけないことですよね。

○高橋委員 ええ。その事業そのものだと思いますが、今、お話をしましたように、ほかの事業の残土もあわせて、残土処理事業として行うというそういう事例がありましたので、そういったような場合に、それは不可分一体の事業にならないんでしょうかという質問です。

○宮崎 そういうケースもあるかもしれませんが、基本、やはりその事業で出た残土はその事業の範囲内で処理すべきもので、同じ残土処理をしなければいけない別の事業がある場合もあるかもしれませんが、それも全部一概に不可分一体事業とみなすとは定義はできないのではないかなと思うんです。そういうケースも、やはり合理的な範囲内が何かというご質問を皆様からいただいていますけれども、事業ごとにそのケースは考えるのではないかなと思うのです。

○高橋委員 基本的には、事業ごと、それぞれまたワーキンググループで決めることで、一概といいたいでしょうか、全ての案件について決めることはなかなか難しいと思いますけれども、そういったような事例も、ほかのものもあわせて読めるようなことにしていただければという希望です。

○宮崎 それは今のFAQ、これは累積的ですけども、不可分一体のFAQでは読めないということでしょうか。

○長瀬 今のやつでも読めるような気がするんですが。不可分一体になった場合はそういったところについて、きちんと環境社会配慮もございますし。

○早瀬委員 FAQは少し考え方を整理してから、適切なFAQにするようにということで、後で議論していいのではないのでしょうか。

○宮崎 なるほど。

○松下主査 今、論点として、一つは全体計画の一部をどう扱うということと、全体計画ということを想定しないでも、一定の定義で不可分一体事業が判断できると、そういうお考え方ですね。

○宮崎 そうですね。

○早瀬委員 それに関連して、私、聞いていて、不可分一体の事業と、二次的、ある

いは派生的な事業を区別する必要というのはどこにあるんですか。ガイドラインの運用上。どちらも影響の範囲に含むということの後、取り扱いは異なる。

○宮崎 確かに不可分一体事業も、では不可分一体だと判断された事業に関しては、別にそれはJICA事業ではないと言うと、先ほどのやりとりでややこしくなってしまうんですけれども、JICA事業そのものではないので。JICAのほかの普通の通常の案件と同じような環境社会配慮を、JICAは完全に責任を持たなければいけないというわけではないですよ。そういう意味では。

○早瀬委員 それはしかし当然のことであって、JICAの事業であればJICAの責任は重いわけですから、それなりの予測評価をしなければいけない。そうでないものについては、JICAの責任の及ぶ範囲で、それだけのことをしなければいけないということでは、区別しなくても当然のことなのではないんですかね。

○田中委員 そのことは、私の理解では、不可分一体というのは実は事業主体が違う。JICAではない。他の主体になる。

○早瀬委員 だからそこでガイドラインに細かくその後の運用の違いを述べていっているわけではないですよ、でも。

○田中委員 派生的とか、累積的影響であれば、JICA事業にかかわって生じてくる影響なので、ドラフトに載ってくる。報告書の射程に入ってくる。

○早瀬委員 累積的影響はJICA事業ではないですよ。ないものを当然含んでいますよね。

○田中委員 ある場合もあるということではないでしょうか。不可分一体というのは、JICA事業ではないものを指しているんです、関連事業ですね。だからその場合は、実は報告書に載らなくてもよろしいということですね。ということが書いてあるのではないですか。つまりこの14ページのところは、相手国等に申し入れるというのは、だからその事業主体ですか、関連事業の事業主体に申し入れるという、そういう趣旨ですか、これは。

○宮崎 そうです。

○田中委員 それならばJICAのかかわり方は若干違ってくるのではないかと思うんです。

○早瀬委員 それは当然であって、自分たちがする事業かそうでないかによって変わってくるわけであって、不可分一体かどうかによって変わってくるのではなしに、JICAの事業かそうでないかによって変わってくるだけの話ですよ、それは。

○松本委員 これはもう国際的にはすごい大きい問題になって、今回事務局は、世界銀行のどっちかというとOPを読んでいらっしゃるんですけど、私はインスペクション・パネルを読んでいるんです。つまり、インスペクション・パネルでどうその解釈が争われたかのほうが、実は重要だと思うんです。

この問題は例えば去年のスプリング・ミーティングでも大きく取り上げられて、イ

インパクトのバウンダリーはどこであるかという議論が相当なされているんですね。それはある意味でいくと、インパクトのバウンダリーというのは曖昧にしておく必要があるんですよ。ケース・バイ・ケースで対応するために。今の早瀬委員のおっしゃっていた不可分一体のところは、やはり一番大きいのは水力発電所が一番多いですけれども、それなりに、あるいはその石炭火力発電所、それは自前でやるけれども、トランスミッションラインについては、援助でやるというケースがかなりあるわけで、ダムと違ってトランスミッションラインではものすごい大きな住民移転を伴わないことも多い。従って、援助機関はそこをやるけれども、一番インパクトが多いところは自前でやると。この場合、この自前でやるダムのインパクトを、本当にトランスミッションラインをやる援助機関は考慮しないでいいのかという議論はものすごく強いわけで、従ってこれを不可分一体の事業として影響を見るということは、やはり不可欠だと思います。それを累積的影響や派生的影響というものと一緒にすることは難しいのではないかなと思うんです。

○佐藤委員 私も実はコメントに書かせていただいたんですけども、私のところを見ていただければと思うんですが、やはり実は高橋委員と非常に似たようなことを、私、指摘をしているようです。やはり今、松本委員がおっしゃったように、水力発電、トランスミッションラインというものの施設の機能としての不可分一体性というものも、当然考えなければいけない一方で、やはりその背景には、施設と施設の機能性に焦点を置いた不可分一体性の議論と、あとは先ほど高橋委員が指摘をしてくださった残土処理、骨材採取といったように、付随する中でさまざまな事業の中でやはりいろいろな取り組みが行われているといったときに、それがやはりその施設をつくることだけではない、残土を処理したり、骨材を採取したり、あとその中でいろいろな住民移転があったりというようなことがある中で、事業と事業間の不可分一体性という、少し広い広義の意味での一体性と、施設面での機能性の中での不可分一体性という、二つの次元があるのかなと思って私は理解しておりました。

それは何かというと、実際にこの文章そのもので、Associated Facilityという9ページにあったADBの指摘、そしてIFCの指摘の中で言われている言葉というものが、プロジェクトという言葉と、あとファシリティということに分けて言っているんですね。だから、それをJICAのこの運営方針、11ページに関しましては、両方とも事業という言葉に変えていますけれども、実はこれはその施設的なものを言っている不可分一体性のことと、事業と事業の不可分一体性という、もう少し広い意味での一体性のことを言っているのかなと思っていて、それについてなぜここがファシリティのところか、11ページ、その関連事業という、事業という言葉に変わっているのかというのは、ちょっとご教示いただければなと思います。

○松下主査 これはいかがですか。

○長瀬 ご指摘のところは確かにあるかもしれませんが、例えばどうしても

我々もガイドラインの運用の範囲というところを検討していくに当たって、ガイドラインのほうにどうしても不可分一体の事業という言葉がちょっと前提としてあります。ちょっとお答えになっているかどうかわからないんですけれども、やはりそれをではどういうふうに解釈するんだというところで、一番参考にできるのは、このIFCのその中でAssociated Facilityという考え方であるのではないかと、今考えている次第です。

○佐藤委員 私が申し上げているのは、そのファシリティとしての先ほどの水力発電のトランスマッションラインといったように、その施設そのものの機能性の中で、やはり一体性があるという議論がある一方で、やはりそれをもう少し事業全体としてのまさに残土処理から住民移転から、いろいろなものを含めた中での不可分一体性という、もう少し広義の意味での一体性というものも考えないといけないと思うんですけれども、それを施設というもので見ていくものなのか、それとももう少し事業と事業との関係性の中で見ていくのかという、二つの次元があるとは思うんですけれども、いかがでしょうか。

○長瀬 今、お伺いしている限りにおいては、結局、私どもはJICAの事業という広いほうで見させていただいていると認識しておりますので、いずれにしてもカバーしているのかとは思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員 先ほどの指摘だと、例えば私たちのワーキングの中でも、やはり残土処理からいろいろな骨材の採取もそうですし、あとはやはりその建設にかかわるようなさまざまな取り組みというものも当然考えていかなければいけないときに、今の感覚だと、先ほどのパイプラインとこの施設の話もありましたけれども、こういういわゆる目に見える施設の不可分一体性のことだけではないのではないのかなと、私は思うんですけれども。

要は施設がつながっているか、つながっていないかという中での不可分一体性の視点だけではなくて、事業の中でやはりいろいろな残土を処理したり、そこに住民が住んでいるという状況の中で、彼らの合意形成を求めるとか、そういったようなことも一つの事業の一環として見ていくのであれば、そういうことに対する配慮というのも重要なのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○長瀬 すみません、ちょっと先ほどの例でいきますと、そういう残土処理だとか、あるいはそういうものにつままして、非常に例外的かもしれませんが、ほかの事業と合わせて処理するというような話が出てきておりました。基本は私どもその前にご説明したとおり、多分それは一つのプロジェクトの中で、もう環境社会配慮を含めて検討しているものだとして理解しているという点が一つなので、あともう一つ、さらに不可分一体であるというふうにみなされた場合につままして、そちらのほうは適切に環境社会配慮が行われているかというものを確認し、必要に応じて申し入れを行うというような形にしているので、最終的には満たしているような気もするんですが。

○宮崎 施設と事業と区別すべきではないかということは、ご指摘は理解できるよう

な気もするんですが、両方ともJICAとしては施設をつくる事業というのもあるので、それほど違わないのではないかという気もするんですけれども、そこは大きく分ける必要が果たしてあるのかということは、ちょっと私もわからないのと、やはりその残土処理等については、不可分一体の事業があった場合、JICA事業で出た残土と不可分一体で出た事業、違いますね、ほかの事業があった場合、関連事業が全体計画の中であった場合、そこから出た残土処理と、それは一緒に適正に処理しなければいけないから、不可分一体事業というふうにご指摘なのかなと思うんですけれども。それはちょっと我々の定義からすると違うのかなという気もしております、必ずしもすとんと落ちないというところがあります。

○田中委員 不可分一体の施設、発電所と送電線ですか、これが、A事業者が両方一緒にやればこれは不可分一体ではないんですね。本体事業なだけです。だから、それは発電所本体と送電施設は、不可分一体的な施設なんだけれども、事業者が同じであれば、それは別に不可分一体な事業にはならない。ところが、別な事業者がAとBが別々にやると、それは不可分一体な事業だと、ここでは定義しようという話になっているんですね。問題の構造はそういうことでしょうか。

○宮崎 そうですね。

○田中委員 だから、施設的には確かに不可分一体なんですね。不可分一体というか、非常に密接に相互依存しているわけです。そうじゃないですか。

○松本委員 いや、恐らくそれはちょっと違って、同じ事業者でも、JICAにODAの支援を求めているか求めていないかの違いもあるわけです。同じ事業者がやっているA、B事業でも、AだけJICAに援助を求めて、Bは求めていない。この場合は不可分一体なんです。

○田中委員 その場合は、だからJICAが行うのはAで。

○松本委員 行うというか、支援ですので、事業者が同じなはずだから。

○田中委員 そうですね。だからJICAとして関与しないのは、Bは関与しないということ、支援はしない。

○松本委員 要請は来ていないということです。でも、事業者は一緒です。

○田中委員 なるほど。そういう場合ですね。事業者というのはちょっと乱暴な言い方だから、そういう関与の仕方がJICAから見ると異なる、違いがある場合に、不可分一体事業というのは、JICAの実施ではないんでしょうね。

○宮崎 一応、クラリフィファイさせていただくと、一番初めに高橋委員からご指摘があった質問の一つ目です。これに関してJICAが実体支援しないことがあるのかということについては、可能性としてはあるんだけれども、不可分一体かどうかという議論をする時点においては、一つのほうはJICAが支援する可能性はあるけれども、もう一つのほうはJICAが支援する予定がない段階で多分議論することになる。結果的に両方ともJICAが支援してしまうことは、タイムラグはあるかもしれませんが、多

分、このご質問に対してお答えするとすると、不可分一体について議論するときは、前提として今松本委員が言われたように、片方はJICAも支援する、片方はJICAが支援しないという前提で議論するんだと思っております。

○松下主査 それでは、まだ議論は結論出ていないわけですが、とりあえずできるだけ多くの質問とコメントについて検討したいという観点から、次の早瀬委員のご意見に移りたいと思います。

○早瀬委員 では私ですけれども、事前に定義していただいたこの範囲については、基本的な方針について、賛成です。この方向で進めていくということについて、まず賛成だということを申し上げておきたいと思います。

それで私のコメントなんですけど、それを前提とした上で、個々の不可分一体の事業、派生的・二次的な影響、累積的影響の定義についての書き方を見てみたんですけども、まず27のところは、「プロジェクト」という言葉、それと最後のスライド40のところで、関連事業という「事業」という言葉、その「プロジェクト」という言葉と「事業」という言葉の使い方のちょっと定義が曖昧なので、みんなで一度確認しておいたほうがいいのではないのかなと。特に、特別の意味がないのでしたらいいんですけども、そのあたりが気になりました。

それで、27のスライドに関して言うと、プロジェクトという言葉があるんですけども、プロジェクトに起因するという言葉と、その後、予測可能な開発による影響ということを書かれているんですけど、何か冗長、「開発による」というのはわざわざここでも開発という言葉の定義が気になるんですけども、「開発による」ということがなくても、ここはつながるのかなと思いました。

次、三つ目ですが、37番目のスライド、これはIFCのPerformance Standardとくくられているんですけど、この英語を訳すときに、英語の中にあるincrementalという言葉が日本語になっていないのは気になりました。だからそれでちょっと漸増的なというふうにただ訳しているんですけど、これがなければ「累積的な」という言葉の本質的な部分が抜けているのではないかと思います。

コメントは以上のようなことで、日本語の書き方について、少し気になったことを指摘したわけです。ただ、ちょっと今の議論を聞いていまして、やはり私自身、松本委員の言われること、全く反対を言っているわけではないんですけども、日本語の不可分一体、派生的・二次的、累積的という区分でそれぞれを議論しようとしているんですけど、それぞれ定義しているんですけども、それぞれ相互の関係、どこでどう違うのかという全体の関係について、やはり整理しないことには、行ったり来たりする。そこを整理してからFAQについて議論したらいいと思うんですけども、それで、こういう言葉の分け方を使っているんですけども、私の知る限りでは、アメリカのアセスも戦略的なアセスをやる時だって、直接的と間接的と累積的という分け方で議論しているところが結構あるのではないかなと思うんです。直接的、間接的、累積的

と分けたときに、その整理をしたときに、間接的というのはここで出てきている22枚目のスライドのIFCのところの時間的、地域的に異なるところで派生する影響というのは、間接的な影響であった。まさにこれが間接的な影響の定義だったと思うんですね。累積的というのは、時間的にもそれが累積的、将来的なことも含めるわけですが、そういう整理をすると、非常に理解しやすいんですけども、ここで不可分一体、派生的・二次的な影響、累積的な影響ということで、こういう分け方をしているから、余計に議論が混乱するのかなという気がしています。

それで、基本的にはやはりその事業に対する関係の強さ、事業主体のどれぐらい関係が強いのかということで、そこはどれぐらいの精度で調査・予測をするのかということは決まってくる。それが基本だと思っています。

○松下主査 ありがとうございます。

よくご意見、理解できるところ、同調したいところもあるんですが、我々が今やろうとしていることは、出発点はJICAの環境社会配慮ガイドラインの。

○早瀬委員 いや、だからその関係は。

○松下主査 そこで書かれていることを、運用上どうきちんと解釈し、理解しようかということが出発点であります。ですから、これが一つの出発点であり、それからFAQをつくるということで。

○早瀬委員 どうもすみません。

○松下主査 もちろん、その際に、世銀であるとか、IFCだとか、アジア開銀の考え方を参照するということなんですね。それで、最初に出てきましたプロジェクトと、それから事業に関しては、JICAのガイドラインの1ページの定義があって、協力事業についてはという定義があります。それからプロジェクトについても、プロジェクトとは相手国等が実施し、JICAが協力を行う対象の事業をいう。それから協力事業とはJICAが行う有償資金協力等々、技術協力をいうということですが、これは一応前提として。

○早瀬委員 どういう意味で使われているのかどうかという確認をしたいということです。

○松下主査 では、事務局のほうから早瀬委員に対するお答えをお願いいたします。

○長瀬 今、ご指摘いただいた協力事業、あとプロジェクトですよね。ここをなるべく意識して、我々も今回のスライドとか、そういったものをつくり込んだつもりです。ただ、若干、自分たちでも混乱しているところがあるのかもしれませんが、少し説明としてやはりFAQなんかは外に出ていくものですから、わかりやすい表現を少し心がけたほうがいいのかとも同時に思いました。なので、若干、例えばここになようなJICA事業だとか、そういうような言葉にもなっていてしまっているんだと思います。その点はもう少し我々のほうでも見直すべきところは見直せるのかなと思っています。

○松下主査 よろしいですか。それでは、とりあえず次に進んでよろしいですか。

では、長谷川委員のほうからお願いいたします。

○長谷川委員 六つほど質問、コメントをさせていただきました。

全般的に感じたのは、なるべく運用上わかりやすくするというふうな方向性だと思うんですが、最終的な落としどころとしては、合理的な範囲で判断するというような書きぶりが目立ちまして、そこそもう少しわかりやすく、何が合理的かというふうなあたりを具体的にすべきではないかというふうな、全般的な印象を持ちました。その観点から、この六つのことを言及させていただきたいと思います。

一つ目ですけれども、これはスライドの11、13ですか。①、②というふうに載っているところで、このJICA事業の一部云々というあたりの表現がちょっと気になりまして、もちろん、JICAがやらないところとの比較ということになるんですが、ちょっと時間、タイミングを変えた、ちょっと時期をずらす場合、その前後でまたJICAが協力するようなものが関連して出てくるということがいろいろあると思うんですね。周辺部に。そういう場合、ここで言うJICAが事業の一部といった場合、どのJICA事業の一部なのかというのが不明確なので、ここはあえて当該とか対象とかいうふうなところをつけたほうがいいのではないかと。ちょっと細かいところですけども。

それから二つ目が、これは先ほどもちょっと議論があって、それと関連するかなと思うんですが、例えば灌漑農業事業をやったとき、どうしても水が必要になってきます。本体、JICAがやるところがこの農業事業そのものだったとして、ダムをつくってそこから水を持ってくる。その部分もJICAの中であればもともと一体なのですが、ダムの部分だけはほかのドナー等で、あるいは被援助国がやりますよというふうな話になったとき、この場合、このダムが単純に灌漑だけにやるということであれば、この①というふうなところは一つの条件設定になると思うんですが、例えばこのダムが発電にも使うというふうな、多目的な場合は、これは①というのは必ずしも条件に含んでしまうと、不可分云々という議論ができなくなるのではないかと思います。ならば、この①という条件はなくて、②だけでの判断で不可分というものを単純に判断することはできないかと考えました。

先ほど、JICAさんの説明を聞いておって、スライドの12の送電線の部分、これの説明で、私誤解していたかなと思ったのが、この中のものでは、本体から下のほうに行く送電線の分ですか、ここだけを不可分と考えて、ほかは考えないということですね。ですから、私のこの2番目の例でいくと、ダムそのものはこっちへ置いておくけれども、ダムをつくったときの水路、この部分を不可分と考えますよと。先ほどの送電線と同じように。そういうふうに捉えることでいいのかとは考えたんですが。ちょっと、ここ私、自分自身がいろいろな説明を受けて、曖昧で、よりわからなくなっております。

それから三つ目です。スライド13ですけども、留意点のところ、不可分一体をもとにカテゴリ分類するのではなくて、本体そのもので分類しますということですね。

この3番目の私が挙げた例が余りよくないと思うんですが、例えば教育研究強化事業なるソフト系の事業をJICAさんがやることになったとして、これに付随して研究施設をつくろうと。これはほかでやりますよというふうになった場合、本体部分だけ見るとソフトですから、例えばカテゴリCですよというふうに判断なさって、ではこれに付随する不可分のものが大規模事業やってちょっと影響ありそうだとするところが、最初からCとなった場合に、そこが見過ごされないかと。先ほどの説明で不可分のほうは不可分でしっかりと影響を見ますよというふうなことをちょっと言ったんですが、そこがどううまく連携しながら、見過ごさないでちゃんと見てくれるか、不可分に対して。そこがどこかで明確にしてもらいたいなと思いました。

それから4番目です。先ほど最初に言った合理的な範囲でという話なんですけれども、不可分も、それから派生的な、あるいは累積的な影響、全てにわたってそうなんです。論点としては何が中身なんだというふうな問いかけですけれども、もっと深く言うならば、どんな視点からどういうふうに考えてそれを見極めていったらいいかという、より具体的なところだと思うんですね。それが今のところ合理的な範囲でというふうに落とされてしまっていて、相変わらず定義だけで終始してしまっているというふうな印象がありました。4番目のところは、不可分一体の事業については、かなりこのところはこういうものが不可分だよという具体的なところを言ってくれているわけですから、例えば最後の落としどころのところで、またあえて合理的な範囲でというのを、屋上屋を重ねるような形でやらなくてもいいのかなと、こういうふうな印象です。もちろん改めてつけていいと思うんですけれども。

5番目がスライド27ですか、これもちょっと日本語としてもう少しわかりよくしてもらいなということがあるのと、それから先ほど私言ったように、もう少し具体的に何か合理的な範囲というものをにおわせるようなものが出てきてもいいのかなと。例えば時間的なものとしては、少なくともプロジェクトライフにおいて出てくる影響みたいな、そういったイメージ的なものは出せるのではないかと思います。それから事例もせっかくスライド26のほうに、いいものが揃っていますから、これも回答案の中にうまく入れ込んでほしいなと思いました。

それから最後ですけれども、スライド40、累積的影響、これがやはり一番かかわってくるのが、SEAという面的にも時間的にも幅広いものがあると思うんですね。JICAさんのお調べになった世銀の規定、それから参考事例でもやはりSEA的に考えていくようなニュアンスがありましたから、SEAでどうこうやるというのは、ガイドラインにもSEAの場合どうだと書いてありますけれども、EIA段階になったときに、SEAで本来やるようなことをどう落として具体的にやっていくのかというふうな、まさにここで合理的にどう考えたらいいかというところを、もう少し言ってあげないと、これこそ最後まで合理的な範囲で考えろということで、結局、もう一回投げられたという話になってしまうというふうなことです。

以上です。

○松下主査 ありがとうございます。

それでは、長谷川委員のコメント、質問に対して、JICA側からレスポンスをお願いいたします。

○長瀬 ありがとうございます。JICA事業だとか、先ほども議論ありました協力事業であったり、プロジェクトであったりといったところの用語については、我々も一度ちょっと書きぶりのところについては、精査したものをきちんと最終的な成果物のほうには盛り込ませていただきたいと思います。そこはちょっと我々もこれから努力いたします。

灌漑とあとダムの話で、ちょっと私どものほうでわかりにくいというふうに思った点もありますが、多分、多目的ダムである、あと灌漑事業を我々がやっているという場合、果たして多目的ダムが本当に不可分一体の事業であるのかどうかというのは、ちょっと我々が考えている定義とは逆に当たらないのが自然なのではないかと思った次第です。多分、灌漑のためにダムというのはあるのかもしれないんですが、ダムというのは別に発電も行っているというような話になると、本当に不可分一体ということではなかなか言いづらいのかと感じている次第です。

あと、先ほどの教育研究事業、あと施設建設事業というのを例で挙げていただきました。我々がやるのがそういうカテゴリCに落ちるような教育研究強化事業であるとして、その場合、基本それに対する不可分一体の事業というのは本当にあるのかどうかというのは、また別途あるかもしれませんが、やはり不可分一体の事業であるというふうに合理的に考えられるという場合であるのであれば、やはりそれは相手がやっている事業に対して、ちゃんと環境社会配慮がなされているのかということは確認し、必要に応じてそれは申し入れを行うということになるんだと思います。こういう事例、我々もちょっと余り例がないというのと、あと果たして本当に不可分一体になるかということもあると思うんですね。大抵、施設もののほうが非常に大きい場合がありますので、その中の我々がやっているカリキュラム開発というのは、大抵一部分ですので、そうすると、そこで不可分一体性というのは非常に認定するのは難しいのではないかなという気もいたします。

あと、その次で、合理的な範囲でということについて、なかなかわかりにくいというご指摘いただきました。ここはちょっと私どもも発表させていただいたときに、我々JICAがつくった仮訳でございますということをいろいろ言わせていただきましたけれども、どこに英語がかかっているのかとか、そういったところはかなり影響してくるのかと思います。そのところについては、ちょっと訳がわかりにくいとか、そういった点がある場合については、こういうふうに書いたほうがよりわかりやすいよというのは、我々もぜひ勉強したいと思いますので、ちょっと精査させていただければと思います。

あと、少なくともプロジェクト・ライフにおいてというご指摘をいただいたところでございますけれども、そもそも私どもガイドライン、プロジェクトのライフサイクルを通しての影響をきちんと見ていくというようなたてつけになってございます。なので、特段、あえてここで指摘しないでもいいのかなというのが私の個人的な考えでありますけれども、そういった考え方もあるのかと思いました。

あと、確かに累積的影響、本来SEA的なアプローチでなければ、非常に対処が困難なものであるというのは、これはご指摘いただいたとおりだとは思いますが。実はまだ我々の中でそこまで多くの累積的影響というものが蓄積されていないというのも実はございまして、そういったものを今後、今ちょうど5年目の運用面の見直しですけれども、今後、10年目に向けて、いろいろ蓄積できたものについては蓄積していった、よりわかりやすい運用を心がけていくということをやっていきたいと思っている次第です。

とりあえず以上です。

○松下主査 ありがとうございます。

○長谷川委員 5つ目のプロジェクト・ライフにおいてというのは、もう当たり前のことで、あえて強調しなくてもいいのではないかなというふうなことでした。ただ、論点の整理ということで、スライドの18のところですよ。わざわざ各国実施機関からこういった二次的影響が事業サイクルを超えているものがあるので、非常に困難だということを書いてきているわけですよ。もし、常識であれば、こんな疑問が出てもそれが常識なんだからやれよと言うだけで済むんですね。これが論点になるということは、単にプロジェクト・ライフということだけではやるほうが困ってしまうという現実があるわけですから、そこをもう少しどうにかすることが望まれると思います。

以上です。

○田中委員 この不可分一体の合理的な範囲でというのですが、これは私が、聞き漏らしたかもしれませんが、不可分一体事業にかかるという、そういう趣旨ですか、これは。先ほどお答えの中で、これを読んだときには、14ページでも13ページでもスライド番号のところでいいんですが、合理的な範囲で確認し、申し入れを行うということだと思ったんですが、前のほうの不可分一体な事業にというところにかかるんですか。どのように理解したらいいんでしょうか。

○長瀬 ありがとうございます。ちょっとわかりにくい記述かもしれません。私どもの意図していたのは、やはり合理的な範囲で、後ろのほうの、確認して申し入れを行うという、そちらのほうにかかっている。

○田中委員 確認し、ですよ。わかりました。そういうことですね。私もそう理解しましたので。この質問のコメントが、それに対してどのようにお答えになったかなということを確認しました。了解しました。

○松下主査 よろしいですか。

それでは、先ほどのプロジェクト・ライフサイクルについては、最終的な文章を考える際に、どうするか検討していくということで、また考えたいと思います。

それでは、次に谷本委員のほうからお願いします。

○谷本委員 幾つか、かなり出しましたけれども、もう1点目と、JICA事業とか、言葉を整理されているというあれはわかっているんですけども、この際、きちんと、特に相手方があるものですから、考えて使っていただきたいなと思います。

それから、特に2番目のところで、JICA事業と出てくるんですけども、この支援事業というのを本当にどう捉えているんだろうか、どう捉えたらいいんだろうかなというふうに思って、1と2をコメントさせていただきました。5もそうですね。その関係ではいろいろな言葉が出てくるものですから、決してコンポーネントなんて、対象の部分というふうなこともあり得ると思いますので、参考までに書いております。それが1、2、5ですね。

それから合理的な範囲、どこにかかるのかという議論が今ありましたけれども、私はもし援助というか、支援を受ける側に立てば、合理的と言われたときに、何でしょうかねというか、JICAさんの範囲でやる、判断の範囲でやるとしても、非常に興味を持つポイントだと。判断基準とか、そういうふうなものをきちんとやっぱり示せ得るものは、示したほうがいいと思います。その関係では、不可分一体というこれが今回の議論のポイントですけども、いろいろな事例というか、例示をやっぱりしていくということがやはり必要で、これはもう本当に相手国というんですか、援助受け取り国にとっては、必要なことではないでしょうか。これはJICAとしてというふうな対応ということになりますけれども、やはり多くの作業が受け取り国のほうに行くわけですから、この辺のことも考えてあげてほしい。

それから、そのこのところが、ですから6、7、8あたりですかね。それから9のところは、回答案でIFCの表現、言葉が出てきますけれども、やはり多くの日本国民は、我々含めて、世銀とかADBのほうが身近なものですから、世銀とかADBの考え方というのは何かやはり示したほうがいいと思うんですね。これが9のポイントですね。

それから10のところは、影響って、派生的・二次的というのがスライドで説明していただいたときにも、その後もいろいろな議論、今まで幾つか出ていますけれども、これは言葉とともに、やはりここも例示というのは必要ではないかなと。全ては無理にしても、やはり代表的なというんですか、そういうふうなものは出しておいたほうがいいと思います。それが10と11ですね。

それから12番は、運用方針のところで、被影響コミュニティが生計手段としてという、これは経済活動、お金をいかに確保するかというふうなことに絞るとしても、生態系サービスだけではなくて、やはり社会的なシステムへの影響というのは出てくるのではないかな。それはお金には換算できないですけども、やはりそういうふうなものも、我々は、特にJICAさんはこういうのを考えられるのであれば、やっぱり考慮し

ていただきたいと、この辺は考えるべきではないかということで、12番、コメントをさせていただきます。

まだいろいろあるんですけれども、またほかの方のコメントを聞きながら。

○松下主査 ありがとうございます。

それでは、これに対するJICAの回答をお願いいたします。

○長瀬 ありがとうございます。事業、プロジェクト、協力事業、すみません、そこら辺は今までお答え申し上げたとおり、なるべく整合性あるように我々も図っていきたいと思っております。

合理的な範囲においてというところでございます。確かに、最終的には個別判断というところには落ちていくものであると我々も考えておりますけれども、我々もなるべくわかりやすくという点は共有できますので、例えば先ほどの田中委員がおっしゃっていたみたいな着眼点なんかもあるのかなと。例えば事業者が一致しているとか、あるいは、事業者がきちんと確認できる範囲であるとか、あるいはそういう取得できるデータの範囲内であるとか、そういったようなところが一つの着眼点になってくるのかなと今感じているところです。

事例の例示というのは、できる範囲でそれはやるということはあるんだと思いますし、一方で、余りFAQのところが長くなってしまうというのも、そこは気をつけていたほうがいいのかと思います。先ほど、今いただいた世銀、ADBの考え方なんかを簡潔に入れるということも、当初、我々のほうで考えたのは、いろいろ比較した上でIFCが一番簡潔になっているので、こちらを利用したということが率直なところで、どちらかという、このほうがわかりやすいかなというところではございました。そこは正直なところです。

やはり派生的・二次的な影響というところにつきましては、ここはちょっとスライド17番を見ていただければわかるとおり、私どものガイドラインのところをちょっと引用させていただいているというところがありますので、ちょっとたてつけ的にはちょっとここにそういうような言葉が入ってきているというふうに、今はちょっとお答えさせていただければと思います。

最後の質問、生態系の生物多様性のほうだけではなくて、社会的影響のところについても、きちんと配慮すべきなのではないかというご指摘をいただいたところですが、私どもも確かにこういうふうな書き方になってしまうと、いかにも生態系、生物多様性のほうだけしか見ていないようにも見えますけれども、我々の認識としては、一応この①のほうでもきちんと社会的影響はきちんと含んで考えているのではないかと考えております。なので、決して社会的影響を無視しているという考えではないということは、ちょっと我々も補足させていただきたいと思えます。

そういった中で、そういう社会的な影響というのがやはり出てきてしまうと、そういう派生的とか二次的とかそういった影響ではなくて、本当に直接的な影響として

我々も捉えていくのではないかと感じておりますので、いずれにせよ、生物多様性、生態系への影響だけではなくて、そういう社会的影響についても、きちんと我々は含んで考えていきたいと思っております。

とりあえず以上です。

○松下主査 ありがとうございます。谷本委員、いかがでしょうか。

○谷本委員 いいです。ありがとうございます。

○松下主査 それでは、ちょうど中間地点に来ましたから、ここで10分ほど休憩させていただきます。

(休 憩)

○松下主査 それでは、時間ですので再開いたします。

今後の進め方ですが、残っているコメント、意見をレビューした後でそれぞれの具体的な論点、「不可分一体の事業」「派生的・二次的な影響・累積的影響」についてFAQの文書などを参照しながら議論していきたいと思います。

それでは、次のコメントは米田委員からのコメントですが、米田委員は本日欠席ですので、これを見ていただいて、その上で事務局側からお答えをいただきたいと思います。

○長瀬 ありがとうございます。一つ目のいただいたコメントのほうでございませけれども、こちらにつきましては我々の訳のところが、どこに何がかかっていくのかといった議論、その点に尽きるのかなという感じがいたします。

私もでも今、そこは見直しているところですけど、なるべくわかりやすい、例えば「project」ではなくて「impacts」にかかるとであれば、そういったようなわかりやすい書き方にしておかないといけないし、そこはきちんともう1回見直したいと思います。

もう一つの「派生的・二次的影響」、これは自然環境だけではなくて社会環境の影響というポイントでございしますが、こちらのほうは先ほど谷本委員からのご質問のほうでもご説明させていただきましたけれども、社会環境への影響についてもきちんと考慮していきたいと我々思っておりますので、そのような形で補足説明させていただきます。以上です。

○松下主査 ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 今の2番目のことで、表現の仕方が②のところは、生物多様性や生態系サービスへの影響と明記されています。それ以外のここで書いている社会環境のほか自然環境にも、当然ながらこれは影響があるのだらうと思えます。そうすると、この趣旨が含まれているということは、その表現を変えるという趣旨でよろしいのですか。見直すということで。

○宮崎 一つ目のほうには自然面も社会面も両方入っていると我々は理解していまし

て、②のほうは特に見逃されがちな自然面のほうもちゃんと見ましょと補足されているのだという理解だったのですけれども。

○田中委員 そうではなくて、①は可能性のあるプロジェクトに起因する、あるいは予測可能な開発による影響ということ、つまり影響が生まれる発生側を指していて、②はそのプロジェクト等によって受ける、影響受け手側のことを指していると理解できるのですね。だから、その二つの①、②が連携していると読んだんです。

そうではなくて①の中の影響というのは、そうしたら社会的、経済的あるいは自然的影響と読むんでしょうか。②はその中の生物多様性、もしくは生態系サービスに与える間接的な影響と読むのでしょうか。そういうご趣旨ですか。という質問です。とすれば②だけ何か特別に出す意味がよくわからなかったのですが。

○早瀬委員 米田さんも一緒だよな。

○田中委員 とすればですね。

○宮崎 我々はそう思ったのですけれども、特に念を押して。そうでないとIFCもなぜこういう書き方をしているのかわからないので、そういうふう到我々は理解したのですが。

○松下主査 ここでの理解としては、①で社会的、自然的、経済的影響も含んでいるという理解で、②はその中でとりわけ、ちょっと背景はわかりませんが、生態系サービスの影響を強調したと。

○高橋委員 IFCでは①は予測可能な開発の影響を定義して、②では間接的影響を。それぞれ違うのではないですか。

○早瀬委員 いや、①も将来もしくは異なる場所で行われる可能性のあるプロジェクト、これは間接的な影響では。

○松下主査 ただ、②で生物多様性だけが特記されているから社会的影響を考慮しないということではないということではここではコンセンサスがあるわけですね。

○田中委員 いや、原案を書いた側はそうのように書いたが、私どもは多くの委員はそれを読んだときにそのように読めないのではないかという指摘ですが、今は。

○松下主査 それで今ちょっと恐縮ですが、文章をどうするかはちょっと置いておいて、共通の理解だけを確認して、あとで文章を検討したいと思います。

○田中委員 もう1回言うと、お答えは②には社会的影響も含まれているという話でしたね。あるいは①②を含めて社会的影響や自然的影響が含まれている、そういう解釈ですか。

○長瀬 ①のほうには社会も自然も両方入っているという意味です。

○田中委員 なるほど。であれば②をなぜそのように特記して書くかというのが次の質問になります。なぜ、そこだけ特記するんですかと。

○早瀬委員 IOCが書いたから。

○田中委員 だから派生的影響、二次的影響というのは別に自然環境にも出てくる。

例えば健康面では出てくる可能性もあるわけですね。

○宮崎 内部で話したときは、②で例えば社会的なこの間接的なプロジェクトの影響というのは、間接的なものがあるのかと。全部直接的なのではないのかという議論をしたんです。ちょっとわかりにくいかもしれませんが。いろいろなケースを想定して、例えば住民移転が発生したとかそういうことは当然あるわけですが、それは間接的ではなく、直接的な影響ですよ。通常我々が使う……。

○田中委員 間接的か直接的かという影響をどのように定義するかということはまたあります。今は、その議論ではなく、影響が発生する局面が生物多様性もしくは生態系サービスに与える間接的影響というふうになぜそこだけ特定しているのですかという質問です。

○宮崎 すみません、質問の趣旨はわかっているんですけども。

○早瀬委員 今おっしゃったのは米田さんの一つ目の質問と関係してくるわけですね。基本的にこれは私が今まで馴染んできた経験からすると「project」ではなしに「impacts」にかかっているはずで、これは。そうであるとするならば生物多様性に関する影響をわざわざ書く必要はなくて、理念的な規定でしかない。

○宮崎 なるほど。②は必要ないのではないかと。

○早瀬委員 こんなIFC以外に書いているところないでしょう。

○宮崎 我々としては、おっしゃるとおり社会面も自然環境面もその他の環境面も含んで①だと思っていますので、確かに特記する必要はないかもしれませんが。

○松下主査 FAQを原案のとおり改定した場合、どうして②を特掲するのかということは当然聞かれますので、それに対する答えをJICAとしてきちんと考え、この委員会としてきちんと考えていくと。

よろしいですか。

先へ行かせていただいて、清水谷委員、お願いいたします。

○清水谷委員 私のほうからは基本的には二つのコメントがあります。

本日は、今日事務局から説明があった中で、もう一つ質問といいますか、論点としての提案を一つ挙げさせていただきます。そういう意味でトータルで三つのことを今から述べます。

一つ目は、ページ26に派生的影響についての例示がありました。このコメントとしては、FAQの中にできるだけ多くの事例を挙げたほうがいいのではないかとということがそのコメントです。例えば骨材が特定の地域から採取されて、その地域の環境を壊す可能性などがある場合、そういうのも派生的に入るのではないかといいところがあります。

二つ目は、累積的影響の定義に関してです。回答文の中に「個別事業において合理的と考えられる範囲内で、影響の調査・検討をすることとします」となっていて、「個別事業の中」というのはどういうことを意味しているのかというところです。

例えば先日の全体会合の中で、ケニア第二オルカリア地熱発電事業等の説明があったかと思います。これは例えば1ヵ所に、Ⅰ～Ⅳまでのかなり近接したところに似たような施設がある。そのときに個別事業と限定してしまいますと、もし今回ワーキングでやろうとしている第二オルカリア地熱発電だけにフォーカスしていたら累積的影響は全く調べられません。そうするとⅠ～Ⅳまで全てある程度その地熱発電に使われる、例えば地下の熱水の使用量にどれだけ影響が出るかというところは網羅的に調べる必要があるのではないかと思います。そういった意味で「個別事業」という言葉はどういう意味かということの確認です。

三つ目は、実はこのたびの論点としてFAQの修正文言をどういうふうに改良するかということにフォーカスが置かれていますが、実は派生的、二次的、累積的影響のところの回答として全て「合理的な範囲で」という言葉があります。そういう抽象的な言葉においてはどこかで具体的な議論をする必要があると思いますが、それは結局誰がどのようなプロセスで決めていくのか。例えばこれをオープンなプロセスで決めることを事前にできないのかということが提案としてあります。

例えば第二オルカリア地熱発電事業の場合であれば、今度スコーピングワーキングがありますけれども、そのスコーピングワーキングのときに累積的影響にこういうものがあるのではないですかと言っても、コンサル側でそういう準備がなければそのとき議論は全くできないと思います。

理想を言えば、そういうスコーピングワーキングに入る1段階前の段階で累積的影響、派生的影響をどこまで取り扱うかという議論を話し合って、事前に調査団にそういう依頼を仕掛けておくことが必要ではないかと思います。

FAQの文言も大事ですけれども、曖昧な部分を、抽象的な言葉の部分をいつ、どういうふうに決めるのかという議論もこのワーキングの中で決めていただきたいと思います。以上です。

○松下主査 ありがとうございます。それでは、JICA側から回答をお願いいたします。

○長瀬 ありがとうございます。1点目につきまして事例をどういうふうに挙げていくか。わかりやすいFAQの中でこういった形で事例を挙げていくかということは、いつも非常に難しい問題だと思っております。我々もわかりやすいものにしていきたいという一方で、あまりスペシフィックな事例を挙げすぎて逆にそれにとらわれてしまってほかのものが判断できなくなってくる、そういったことにはしたくないなということもあるので、そこはバランスを考えてやっていきたいと思っている次第です。

二つ目のケニアの地熱発電の例でございます。先ほど、事業という定義の話もさせていただきましたが、実際に協力事業としてやるものはあらかじめ決められているものですから、そこをベースにどこまでをそういう累積的影響の範囲内と考えるのが一番合理的かというのを見極めていくのだと思います。この場でオルカリアの議論をす

るのはふさわしくないとはいえませんが、確かⅠ～Ⅳぐらいあったと思いますが、そういったものが全て累積的影響の範囲内にあるべきだということであるなら、それはなるべく早いタイミングでコンサルさんとかそういったところに指示を出すと思います。

○宮崎 そこだけ補足させていただきますと、この個別事業がオルカリアの地熱発電なのか、カンボジアの国道5号線なのか、そういった意味での個別事業ごとに検討しますということで、ケニアの地熱の案件、第二オルカリに関連するⅠからⅥですか、その事業についてはもちろんそのとき検討を確認しますが、ここで言っている個別事業というのはそういう意味です。カンボジアの5号線なのか、ウズベキスタンの火力発電なのか、ケニアのオルカリア地熱なのか、そういう意味で使っています。

○松下主査 よろしいですか。

○長瀬 今度あるわけですが、言ってみればスコーピングの段階があって、ドラフト・ファイナルレポートの段階があって、我々のほうでももちろんコンサルタントを発注する段階で、ここは累積的影響をきちんとここまで見てくださいますとわかる範囲でもう指示は出しております。その範囲がやはり微妙に委員の皆様から見ておかしいというのであれば、それはそのスコーピングの段階でご指摘いただく話になってくるのだと思います。

それを踏まえて実際に調査をやって、ドラフト・ファイナルの段階でこういった形で累積的影響を検討させていただきましたという形で成果物を提示させていただくという流れになってくるのだと思います。

○清水谷委員 ということは、最後のコメントについてですけれども、「合理的な範囲で」という部分を議論できるのは、スコーピングのワーキングを開催したときに初めてどこまでを範囲としてやりましたということを知るということになるということでしょうか。

○長瀬 もちろんワーキンググループをする前に事前に質問を我々はいいただきますし、それに対する回答を用意させていただきます。さらに言うならば、その前に一度全体会合で概要説明等もやらせていただきます。そのときに例えば今までこういったプロジェクトをやっていたとか、周りでこういう協力事業がなされていますということは我々のわかっている範囲でご提示したいと思っておりますので、そういったところでご指摘いただければいいのかと思います。

○松下主査 よろしいですか。

それでは、次に作本委員、お願いいたします。

○作本委員 幾つも並べさせていただいたので読みづらいかと思いますが、結論は先ほど早瀬さんがおっしゃったことと同じでいわゆる言葉が悪いというか、言葉使いが、だけど今これを変えるわけにいかないからの次の手法をどうするかということを私は考えています。

いわゆる「不可分の一体」、こういう言葉自体が、世銀、ADB、IFC、その関連、みんな自分の事業主体から見たらどう見えるのかということで、言葉でははっきり自分のところに最終どこまで責任が及ぶのかということを意識しながら使っていると思います。「Associated」あるいは「Ancillary」にしても、このあたりは世銀、ADBは全て自分から見てどれだけ遠いのか、関係性が濃いのか薄いのか、それを明らかに認識した言葉として用語を選んでいる。

それに対してこの「不可分一体性」というのはその意識が……、客観的に見たときに一体化がどうかということ。だけど我々は今この既定の文言を変えるわけにはいかないとなるならば、先ほどから議論に出ていますいわゆる「合理的範囲」、この言葉の中に三つぐらいの要素を入れてしまう。既に何人から出てきた言葉ですが、佐藤さんから出てきた言葉を含めて、私は三つぐらい要素を考えていたんです。例えば機能面というのはあまり広げていくとことんまで対象事業というか責任範囲が広がってくるので、これはちょっと考えなければいけないけれども、一つ目が機能面。

2番目が関係性。JICAの事業としてどれだけ関係が濃いのか薄いのかということを考えるのが2番目。

三つ目が、ほかの実施機関、国際機関がやっているように誰がやっているかという事業の主体、これを明確にしている。

結論から言うと、FAQでは最初の不可分一体については、JICAさんは①、②で誰が事業主体なのかを明確に使った言葉でもってお答えされているから、僕は不可分一体のところはこのまま使うのがよろしいのではないかと思います。

2番目のところはやはり生物多様性の問題がちょっと引っかかるということ。

3番目は累積的。さっきの枠組みで考えると累積的というのは、自分が累積の問題の原因を起こしているとは限りません。第三者かもしれません。そういうことで、どこのほかの国際機関もこれに対して明確な回答が出せないんです。だから空白にあって、誰との影響で、AとBとCの主体があってその累積結果にまで責任を負えないと。ですから、ここのところは急いで結論をJICAさんとしてFAQで出すのではなくて、様子を見ながら、時間をかけながらゆっくりやればいい。僕は三つのFAQでそんな印象を持っています。以上です。

○松下主査 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○長瀬 非常に多くのご意見をいただいております。ありがとうございます。

今までも何度も申し上げたように、わかりにくさはなるべく解消していきたいと思っておりますので、そういった中から考えていきたいと思いますが、一方で我々もこのガイドラインというあるものをどうやって運用していくかという苦しいところもございます。

例えば先ほどおっしゃっていただいた事業主体からの近さ遠さという感じでいくと、派生的・二次的影響、累積的影響、不可分一体の事業、並びとしてはそういう並び

で書いてあったりするわけです。そういった中でも、多分このガイドラインをつくっていただいたときにそういった考え方も少し盛り込んでいらっしまったのかなと感じる次第です。

合理的というものをどういうふうに判断するかというところにつきましては、先ほど来いろいろな委員からもご指摘いただいているところでございますので、そこは全ての例をカバーするのは非常に難しいことになってくると思いますけれども、なるべく共通する着眼点みたいなものが抽出できるのであれば、みんなにとってわかりやすいものになってくるのだと思いますので、そこをどうするかということになってくるかと思います。

当時、このガイドラインをつくる段階での有識者委員会などでも、合理的範囲とはどういうふうに決めるのですかねという議論があったようです。そういったことも含めて我々も勉強していかなければいけないのかなと。

○宮崎 1点確認させていただきたいのですが、作本委員は「累積的影響」はFAQが要らないんじゃないというのがご意見でしょうか？

○作本委員 いや、要らないというか、ほかの機関の動きがそれだけ鈍いわけですね。難しいんです、この問いの例は。というのは世銀などについては、最初の二つについては派生的・二次的も不可分一体も、世銀が事業を行うに当たってどこまで責任を負うかという攻撃防御というか区別概念、一次的だったら二次的、あるいはダイレクトだったらインダイレクトという言葉の使い分けの中で、Associatedと言ったらNot associated、全部対立的に使われています。ですから物差しが明確にこの中に組み込まれています。

だけど、今この不可分一体、派生的・二次的、ここにはそういう物差しで峻別するような差別化するような意味合いが入っていないんです。ですから言葉の選択がおおらかなんです。そんな感じを持っています。

○宮崎 なるほど。

○早瀬委員 今の作本委員のご意見に触発されて、もう一度主査に僕の趣旨を説明したいと思うんです。JICAの対応場所で表現されているのは全部影響の範囲を示したい、そういう文書ですね。考慮する影響の範囲であって、事業の範囲について定義に従っているわけではないですね。だから世銀との間でそういう違いがきつと出てきている。影響についてここは議論しているだけなんです。

ただ、そこで一つ不可分一体の事業という事業が入ってきているから混乱している。これを抜いてしまうとさっき言った直接的、間接的、累積的に相当する三つの言葉で整理ができる。この四つ目の事業についての不可分一体の事業の影響というのは、これは入念的に入れているのだと僕は理解しているんです。だから別にこれがなくても影響の範囲は変わらない。

だから不可分一体の事業については事業の範囲についての議論なんです。JICAがど

れぐらい関与すべき事業なのかという議論なんです。それはやはり分けて議論すべきではないのか。ここは別に四つの影響があると言っているのではない。影響の定義をしているのではなしに、影響の範囲を定義している。だから不可分一体の事業というのは違う次元へ持って行って、その三つの影響についての定義をきっちりとして、そうすると国際的な整理とも一致してくるのではないか。

例えばアメリカのEIAの中では、「programmatic EIA」という言葉が出てくる。事業ではなしにプログラム全体としてEIAしましょうと、それはまさに不可分一体だと考えましょうということですね。それは影響の範囲についてとは別のところで議論されている。そこを分けて議論したほうがいいのではないかと思います。

○松下主査 ありがとうございました。

田中委員。

○田中委員 ガイドラインの19ページですが、今問題になっているのは2.のところですね。タイトルが「検討する影響のスコープ」という枠の中にこの表現が出てきます。「調査・検討すべき影響は」というのが主語で、「プロジェクトの」というのは当該プロジェクトですか、「直接的、即自的な影響のみならず」、先ほどさんざん言った「合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響」、それから「不可分一体の事業の影響も含む」ということです。不可分一体の事業というのは、これはプロジェクトと対置されて不可分一体の事業の影響ということで追加されているんですね。

ということは、逆に言うと派生的・二次的、あるいは累積的影響というのはプロジェクトから、あるいはプロジェクトに起因した、そこにかかわる影響だし、不可分一体の事業というのはプロジェクトと密接に関連するけれども非常に相互依存している事業という影響も含むということのように読めます。

私は、まさにそのご指摘のことでいくと、ここは分かれるのではないかと、そういうことだと思います。しかも、その「調査・検討すべき影響は」と言ったときに、これこれも含むと言ったときに、不可分一体の事業の影響も含むというのはJICAが直接調査しようということを意図しているわけではないですよ。影響の範囲に対してね。

だから、「調査・検討すべき影響は」というのはJICAが主語だと思いますが、JICAというかこのEIAプロセスを通じて、手続きを通じて調査ということで、そのときに本当に不可分一体の事業の影響も含むと書いてあるわけですが、それでよかったかどうかということがあると思う。

本文は、今さら変えられないということなので、要するに先ほどのことと言えば相手国等に申し入れを行うとか、文書をちゃんと確認してそういう点があるかどうか申し入れを行う。これがJICAのスタンスだとすると、ガイドラインに従えば本当はもっとやらなければいけないということを意図していることになりませんか、というのが私のコメントです。

あるいは、JICA事務局が言うように、ここでの意味は間接的なといえますか、文書レベルでの確認や申し入れを行うことだとすれば、「調査・検討すべき影響は」という主語に対して「不可分一体の事業の影響も含む」としているのは少し書き過ぎのような気がするということです。

○宮崎 19ページ目は別紙1なので、相手国がやることなので、主語は相手国になります。

○田中委員 相手国がやることですか、これは。

○宮崎 ただし、7ページ目も全く同じ文言が入っていて。7ページ目の上の2.は全く同じ文言です。これはJICAが主語です。結局、おっしゃるとおりで、そういう意味ではそもそも同じ書き方でよかったのかということもあります。

○田中委員 なるほど。

○篠田 ちょっと不勉強で申しわけないのですが、ご案内までですけれども、7ページに「不可分一体の事業の影響も含む」と入ったのは実は新ガイドラインからです。旧ガイドラインは、この「不可分一体の事業」というのが丸々抜け落ちている形です。「派生的・二次的な影響、累積的影響も含む」と。

多分、有識者委員会をやったときにこれも入れたほうがいいのではないかという形でわざわざ追加されたものだと思います。こういったものを広く見るガイドラインにしましょうという意図が非常に伝わっているものなのではないかと思ひまして、我々はこれは所与のものなので、その範囲内でこれをいかにどう合理的に、また効果的に影響を考慮するかというのを今考えているという感じでございます。

○田中委員 なるほど。そうするとこの書きぶりは、私の理解では先ほど松本委員が最初に指摘された主張と近くて、つまりJICAは不可分一体の事業もある意味我が事業としてちゃんと調査すべきだという趣旨が文字通り、文言から解釈すればそのように読めるんですね。どうでしょうか。

○松本委員 1点いいですか。ここに平成15年7月11日のガイドライン改定委員会の議事録がありまして、この中にいる人は作本さんと私しかいないんですけど、その中でまさに当時のJBICの2班の課長の澤井さんがこの点について答えています。澤井さんの答えでいけば要するに不可分一体はスコーピングのところで見るんですと。事業というよりはスコーピングで見るわけですし、例えば上水道とダムの関係が不可分ということであれば、我々は、つまりJBICはダムの影響を確認しない限り事業には手を出しづらいなんですと。つまり影響のスコープというところで自分たちは見ているということをはっきりと当時の2班の澤井課長は発言しているので、今言ったようにこれは影響ではなくてという説明はちょっとこれまでの議論からいけば違って、これはあくまで影響を見ているということです。

○篠田 もしかしたら漏れがあるかもしれませんが、今パッと調べた感じだと2002年のガイドラインでは不可分とかそういったものは入っていないです。

○松本委員 それは今のところですよ。平成15年のここの議論の中で、実は不可分というのを見ているという発言がJBICからあって、ではそれは含まれているんですねという議論になったということです。

○早瀬委員 一つは、平面上で影響というものを分離していこうとしたときにはやはり三つですね。立体的にやったときに不可分一体の事業による影響というのは出てくるんですが、二次元で分けたときには直接的、間接的、累積的ということで整理するのが普通ではないのかなと思います。

○松本委員 先ほどから世銀のことを言われていますが、世銀もここは「impacts」という言葉を使わずに「ancillary aspects」という言葉を使っていて、国際機関が一貫して「impacts」という言葉で揃えているわけでもないという意味でいくと、世銀と比べてあまり違和感を私は感じないんです。

○田中委員 少しこだわって恐縮ですが、スライド14ページですよ。Q&Aの一つの考え方として「不可分一体の事業について」という回答案の下の数行ですが、JICAは、合理的な範囲で適切な環境社会配慮文書が作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国に申し入れを行いますと言っています、これがつまり不可分一体の事業の影響に関する調査・検討の内容である、そういう主張なわけです。そこにつながるわけですね。

私がこだわるのは、調査・検討すべき影響といったときに、これは文書レベルで、自分たちが調査・検討したりするわけではなくて、間接的に文書の上で確認をし、文書の上で申し入れをする、そういうことが調査・検討という、累積的影響とか派生的影響とか、そういう影響は直接的に主体としてやるわけですけども、そういうところとちょっと違うのではないかな。同じ「調査・検討すべき範囲」として不可分一体の事業まで広げたとすれば、この回答ぶりではやや弱いのではないかなというのが私の指摘です。いずれにしても、ここは食い違いがあるのではないかなという指摘です。

○日比委員 関連してよろしいですか。議論を聞きながらつらつら考えていたんですが、不可分一体の事業の影響と派生的・二次的な影響の関連を考えたんですが、先ほどどちらかの委員が例に出されていた灌漑事業とダムの関係でいくと、JICA事業が灌漑農業の開発、それに関連する事業がダム開発であって、もしそのダムが灌漑事業に農業用水を提供するのみを目的にしていた場合、これは不可分一体の事業になるんですね。灌漑事業はそのダムからしか水を受けない。ダムはその事業にしか水を出さない。

ところが、例にあったようにそれが発電用途にも使うダムであるとなると不可分一体ではないということになるかと思います。その場合に不可分一体は、次の運用方針で、文言はまたこれからということではありますが、不可分一体であれば何をするかという先ほど田中委員も少し仰ったと思いますが、文書が作成されていることを確認し相手国に申し入れる。不可分一体ではなければ、それは派生的、二次的影響とし

て、27でいけば個別事業において合理的と考えられる範囲で調査・検討することになるのでしょうか。

できる施設は同じですが、その付随する事業がほかにどういう便益をもたらしているかという違いによって、ある意味JICAさんの対応が変わってくるという理解でよろしいですか。

私の感覚でいくと、不可分一体事業のほうがより厳しい評価かなとも思うんですけども。どうかな……必ずしも言えないけれど……。

○宮崎 JICA事業ではない不可分一体事業のほうを厳しくすべきではないかというご意見でしょうか？

○日比委員 不可分一体事業の定義、提示されている定義を前提にすれば、よりJICA事業に関係が深い事業ということになるわけですね。となれば、それよりも関係が浅い事業よりもJICAはより責任を持って影響を評価すべきなのではないかと。

先ほどの例で言うと不可分一体ではないほうが個別事業において合理的と考えられる範囲ではありますが、これは多分この事業において影響を調査・検討することになるんですね。そういう理解でよろしいですか。

○長瀬 派生的、二次的、累積的については、JICAの事業として我々が主体的にやっていく立場にあるかもしれませんが、不可分一体の場合は言ってみればJICAが協力する事業とは切れているわけですね。ただ、その影響についても見ていかなければならないというところが……、だから私は感覚的には少し逆なのかなという感じがいたします。

○日比委員 先ほどの例でいくと、では不可分一体ではない場合のダムによる影響というのはJICA事業の派生的、二次的影響の対象になりますか。つまりJICAの事業はそのダムがなければ成り立たない。ダムはJICAの事業がなくても成り立つ。

○宮崎 ケース・バイ・ケースかなという気もするんですが、ちょっとお答えから逸れてしまうかもしれませんが、やはりJICAとしてはJICAの環境社会配慮を行う対象がある程度区切りをつけておかないといけないと理解しています。もちろん不可分一体事業のほうもJICA事業と同様に環境社会配慮をすればいいんだとは思いますが、当然限りある我々のマンパワー等もありますので、一定の線引きをする必要はあるのではないかと考えておまして。ですので確認もするし、相手国に働きかけもするし、そこまでやるけれども全く同じ土俵に、例えば環境社会配慮助言委員会にかけさせていただくとかそういったことは現時点では想定しておりませんというのが私たちの考えです。ちょっと話が逸れているかもしれませんが。

○松本委員 それは実は議論のポイントで、この二つを混ぜると大変なことが起きて、基本はこれはJICAのガイドラインに沿って確認するべきではないですか。

○宮崎 相手国のEIAとか、何をやっているかというのは当然確認をします。

○松本委員 いや、何をやっているのではなくて、それがJICAのガイドラインに書い

てあるものを満たしているかどうかは確認すべきではないですか。

○宮崎 確認はします。

○松本委員 いや、確認はしますというのは、確認がJICAの仕事だというのがこれまでずっと言っていたことで、調査がJICAの仕事ではなくて基本的にJICAの最大の仕事は確認をすることのはずなんです。ガイドラインに沿っているかどうかを。確認して、足りなければ支援という形で調査をするのであって、JICAが主体的に調査をするなんていうことを言ってしまったら上條さんが課長補佐だった時代の議論をもう1回蒸し返さなければいけない話なので、恐らくJICAの役割というのはあくまで確認をし、足りなければ支援をするということだと思うんです。

そういう意味からいくと、不可分一体事業についてもJICAのガイドラインに沿って、これが満たされているかどうかを確認するんですよね。そこはすごく重要なところで、それを積み残して不可分とか派生という議論に話をすりかえてしまうとちょっとまずくて。

○宮崎 これを申し上げるとやぶへびな可能性もありますが、同じように我々助言委員会にかけさせていただくとか、そういうことは考えていないんですけれども、確認はすると。

○松本委員 つまり、ガイドラインに沿って確認をする。

○宮崎 そういうことです。我々の基準を満たしているかどうかの確認はし、満たしていなければ満たしてくださいという申し入れは行う。

○松本委員 それが満たされなければ、一体化の事業ですから反対側の事業にも融資はできない？

○宮崎 もしそれが満たされていなくてだめだという判断をすれば、当然しないんだと思います。

○松本委員 ですね。そこですよ、日比さん。

○日比委員 はい、ありがとうございます。

○松下主査 大分時間が押してきましたので、次は佐藤委員のほうに。

○佐藤委員 はい。番号1番、2番に関しましては今までの議論と同じことですので、私のほうからは申し上げません。5番に関しましても例示の話ですので、今までありましたので話はしないです。

3番と4番に関しましては、先ほど作本委員がご指摘してくださった不可分一体事業としての判断基準として、機能面だけではなくてJICA事業との関係性、事業主体というようなものも見た上でやっていくというのが重要なのかなと思います。

ここのIFCの指摘で言うならば、施設というファシリティに関して特化していますけれども、そうではないという、事業というものの不可分一体性を見るのであれば、まさにいま作本委員のおっしゃったような機能面だけではないJICA事業との関係性と、あと事業の主体がどういうものなのかというものも配慮することが重要なのかと思います。

ます。あくまでもコメントです。

○松下主査 ありがとうございます。JICAのほうから何かコメント、回答はありますか。

よろしいですか。

それでは、最後になります田中委員のほうからお願いします。

○田中委員 1番目と2番目、3番目は先ほども議論がありましたが、特に①と②ですね。派生的・二次的な影響に関して①と②という二つの概念枠組みがあって、①または②という話です。先ほどもこれの議論があったのもういいんですが、①で閉じているならこれはこれでいいんですが、「または、②」というのが出ているので、この「または、②」について生物多様性とか生態系サービスに与える間接的な影響というのは一体何でしょうかという話が縷々書いてあるわけです。

その場合は、多分生物多様性だけではなくて、先ほど言った自然環境要素であるとか、社会面だとか、健康面とか、そういう影響もあるのではないのでしょうかというのが3番目の話です。

それから用語が、「そのプロジェクトに起因する、もしくは予測可能な開発による影響」といったときに、プロジェクトと開発というのは意味が同じですか。本体の事業に関係してどのような位置づけにありますかということをお尋ねしたいというのが2番の話です。

それから、4番、5番、6番以下は累積的影響についての質問です。この説明文がやはりわかりにくいんですね。「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点における」とは一体どういう時点を指しているのか、ちょっとこれは意味がよくわかりません。

それから、その時点において当該事業以外の既存事業、計画されている事業、その他関連事業による影響に起因するというのが累積的影響だというんですが、これを文字通り読むと当該事業以外の既存事業等から積み上げられてくる影響が累積的影響だと読めるんです。そうするとさっきの話ではないけれども、不可分一体の事業みたいな話になるんですかねというのが5番、6番の質問です。

ですから、ここの定義の定義ぶりは本当にこれがよろしいでしょうかというコメントです。

いくつか質問はあるんですが、上のほうはともかくとして、この累積的影響について一体このスライド40番の文章は何を意味しているのか、ちょっと解説をしていただけるといいなと思いました。以上です。

○松下主査 ありがとうございます。それでは、JICA側からお願いします。

○長瀬 ありがとうございます。ちょっと勉強不足な点があるかもしれませんが。そこはクリアにしていきたいと思いますけれど、特に累積的影響のところに関して「リスク及び影響を特定されるプロセスが実施される時点における」というところになって

くると、私の認識だとそれこそスコーピングの段階だとかそういった段階なのかなと思っています。

それ以外のところは、そもそも論としてももう少しわかりやすい英訳を心がけないといけないというところについては、一番ふさわしい訳をもうちょっとブラッシュアップしないといけないと思っていますところであります。すみません、十分な答えにはなっていないと思いますけれど。

○田中委員 表現をもう1回見直していただくということです。

今の話で、例えば「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点における」といのは、これは例えばスコーピング段階とかEIA段階と読めることは読めるんです。ですけれども、その段階で実は影響が生じているのは、例えば実際に事業の工事が着手されたり、あるいはその施設が供用された段階で出てくるわけですね。スコーピング段階とかEIA段階というのはある種の予測をしている段階なので、本当にこの時点で影響が出てくるのかどうかというのはなかなか微妙なところではあります。ですから時点の問題です。

それから影響をもたらす要因の側ですが、当該事業以外の既存事業とか計画されている事業、その他関連事業と例示されていますが、これが何かということです。だから、本体の事業以外の事業からあくまで生じてくる影響が累積的影響なのかということです。

だから本体も含めた累積もあるし、本体もだんだん事業が進展していく中で累積的に生じてくる影響もあるのかもしれませんが、だからこの定義でいいのかどうかというのもちょっと微妙なところかなと思いました。

○松下主査 ありがとうございます。JICA側から何かコメントございますか。

○長瀬 ご指摘いただいた点について、今ちょっと悩んでいるところではあるんですが、EIAとか、そういうスコーピングをやっている段階で本当に影響が出ているのかという話になってくると、確かに出ていないかもしれない。なのでそこをどういうふうに考えて、あるいはもうちょっとうまい訳がないかなとさっきから見てはいるんですけれども、すみません。

あと、これは日本語のところかもしれませんが、「当該事業以外の」というところがかかなり強く出てきてしまっているのかなという感じがします。確かに累積的影響というのはもちろん自分たちの事業のところも含んだ概念ではあると思いますので、そこをどういうふうにうまく言うのかなという感じではありますね。

○田中委員 累積的影響といった場合も、自分たちの事業も含めて積み上がっていく事業ということでない、その他の既存事業から積み上がってくる累積的影響、あるいはその影響を評価するとか検討するなんてことになることとあらゆることをしなくはいけなくなるので、そこは整理したほうがいいように思います。

○松下主査 ありがとうございます。事前に出された質問とコメントに対して確認

をしてまいりましたが、これまでの議論を踏まえて各論点ごとにどういう対応をしていくか。具体的にはFAQを変更するかということを考えていく必要があるかと思います。

時間が大分限られていますが、順番にやっていきたいと思います。スライドでいうと14番です。不可分一体の事業とはどのようなものか。これに対する回答、これは変更案になりますが、これについてこれまでの議論を踏まえた上でこの案を検討していきたいということです。

○高橋委員 先ほどの議論の中で例えば事例を挙げてほしいとか幾つかの意見がありました。そのとき、FAQだと長すぎるとかそういうご回答がありました。今回は運用見直しなわけですから、FAQはその後一般といいたいでしょうか、できるだけ多くの方に見せるというものであって、あまりFAQに特化してこれを長すぎるとか短すぎるといふ議論は本末転倒になるのではないかと思いますので、そこはきちんと分けて、あくまで運用といいたいでしょうか、見直しとしてはこういうことをやると。それを受けてFAQではどのように表現するか。そういう議論をしていただいたほうがいいかと思います。

○松下主査 ありがとうございます。

○上條 オブザーバーの上條ですが、私も2004年のガイドラインにさっき松本さんが言ったように実際に従事して、その頃から作本さんや松本さんにお世話になりながら書いたという、その記憶をたどりながらですが、当時はJBICのガイドライン2002年というのがあって、考え方についてはそれをほとんど踏襲したわけです。ですからそのときは累積的影響までは書いたわけです。これはJBICに書いてあったから。その考え方をそのまま引用させてもらって、当時JICAはJBICがやっていなかった準備段階をやっていたので、調査をやるところですね。その準備段階を加えたと。あとはJBICのガイドラインとは違いましたけれども、ちょっと形を変えて手続きを書くようにした。

その頃のことを思い出しますと、今累積的影響とか話がありましたけれども、私の理解では累積的影響というのは別にJICAがやっている事業だけではなくて、いろいろな事業があって、アセスメントでは対象にならないものがいっぱいあるが、なるべく捉えられるものは捉えましょうということだと思ふのです。しかし、当然できるものもあればできないものもあります。ということなのであとはなるべく広く範囲を捉えましょうということだと思ふのです、考え方は。

あと言葉をどうしようかということになると、恐らく多々混乱すると思ふのです。今のガイドラインにも残っていますが、当時僕が言葉の定義を書いたときもなるべく世間で使われている言葉、当然リオサミットの言葉も引用したし、OECDのガイドラインに書いてあるもの、ドナーがそうだと言っている言葉を使ったわけです。ですから多分こうだろうという僕の意見はありますけれども、それを言ったってしょうがないと思ふので、世間の人がこういう言葉だ、こういう理解をしますよと。

私もここに来る前に日本のアセスメント学会とかIAIAのウェブサイトとか、UNEPのウェブサイトを調べてみました。累積的影響という言葉は読むものによってちょっとずつ表現は違いますけれども、幾つか言葉が出ています。しかし、ほかの言葉はなかなかピタッという言葉はない。何とかなくわかるけれどもピタッとした言葉は世間にはあまり見つからない。そういう状況だと思う。

JICAに独自の定義をできる能力もないと思います。自分で言うのも何だけれど。そうするとそういう言葉をうまく探してきて、そういう言葉があればそれを引用して、なるべくJICAとしても理解ができる言葉を引用してきてそれを参照すると。あとは過去委員会で議論してきた事例があるでしょうから、さっきもいっぱい出てきましたが、僕も事例を書くことはいいことだと思うので、こういう事例があったと、そのときは一体としたとかしないとか、累積的影響として捉えたとか捉えなかったとか、そういう事実を書けば。

ですからあまり議論をするようなことではなくて、みんながそうだという言葉を探してきて、あとはこの委員会で議論したことを事実として示せば今までよりはいいのではないかという気がします。以上です。

○松下主査 ありがとうございます。先ほど高橋委員からこのワーキンググループの仕事あるいは委員会の仕事はJICAのガイドラインの運用の見直しであると。FAQにいきなり特化することは少し慎重であるべきだというご意見がありました。

ただ、これまで議論したことを何らかの形でまとめていくとすれば、一つの形はFAQの見直しであるし、その他いろいろ出たご意見で残していくべきものは今後別の形でまとめていく必要があると思います。高橋委員としては運用見直しという、アウトプットとしてはどういうイメージですか。

○高橋委員 私はFAQをたたき台に議論するのには反対ではありません。

ただ、議論したものがFAQに載らないからとか、FAQの範囲を超えるからということで削除されるようなことでは意味がないので、いわば内規みたいなときにはFAQよりも更にここでの議論が入り込むような、先ほど上條さんから事例を積み上げるというお話がありましたが、そういったような内規は内規であって、それとFAQという形をとったほうがいいということです。FAQを基に議論することについては賛成です。

○作本委員 累積的影響について私は消極的だということでお叱りを受けるかもしれませんが、今は例えば火力発電所を日本政府として支援したいというとき、温暖化の効果がこれだけみんなに議論されていて台風被害などの異常気象が身近になっているときに、この累積的影響でもって線を引くことは今の中ではできないんです。

少なくとも2015年から国際条約の素案ができる温暖化防止条約で途上国からの協力義務というのが、2020年からの発効ですけれども、そのある程度の土俵ができない限りは、例えば一番気になる地球環境問題だって累積だと言われたときには入り込めないんですよ。我々もワーキンググループの中では議論してきてはいるんですが。そう

いう意味では一つの流れの中で累積的というのを、さっきのわかりやすい言葉というのが僕は好きですが、当面は収めておくしか今はないのではないかという気がします。

それに対して1番目と2番目はいろいろな意見が出たということで、FAQだけを議論するというのは問題があるかもしれないですけども、いろいろな議論があって、こういうことで争点があったというか、いろいろな考え方が出されたということで次の10年目に送ればいいのではないか。ここで白黒つけるものなののでしょうか。そこは私はわからないんですが。そこだけは一線きちんと整理しておかないと、どこまでかということに。

○山邊 審査部の山邊でございます。枠組みの話なので私のほうからお話しします。

今回の運用面の見直しのアウトプットとして一番中心に考えているのは私どもはFAQで、それを基に議論していただきたいということです。それ以外の、今ここでいろいろと貴重なご意見をいただいているうち、FAQに反映される部分はある意味一部分ですが、それ以外の部分でも非常に貴重なご意見をいただいているので、それも議事録には当然残ります。

アウトプットとしてFAQが一番の中心でありつつも、それ以外の例えば何らかの助言を書面でいただいた場合はその助言、それから議事録、その他何か資料をつくればその資料、それらを一まとめにして、これが運用面の見直しの今回の成果物ですということでもまとめようかと思っています。

それを10年目の包括的な検討のときの材料とする。それを見れば5年目のときにこういう議論があったのだなということで参照いただける。そんなことをイメージしております。

○松下主査 今日はまだ第1回ですからなかなか確定的な成果物は出せないのですが、ここで議論されたことは有意義な議論であれば、それをきちんと何らかの形で残していく。そういう合意で進めていきたいと思います。そういった前提でよろしいですか。

○長谷川委員 すみません、今になって。論点のところを見ますと、それは何かという定義のところがあるのと、それからその定義が出てきたときにそれをどんなふうに出していくのかという2点にあったと思うんです。ここまでの議論は定義というかWhatのところである程度終始してきたかと思います。かなりわかりやすくなったと思いますが。

ガイドラインを利用していくコンサルにしても、それから相手国政府にしてもWhatはそんなものかということなんです。それを踏まえて、ではどう調査をやったり、どういうふうに進めていったらいいかというところが一番今回の論点で、皆さんが悩まれているところかなという感じがしたんです。

ですから、もちろんQ&Aに書けるものというのは範囲がありますし、そこに事例も少し入れるという、それから2段構えで二つぐらいつくるという話もあると思うんですけども、せっかくこういった場でやるのですから単なる定義づけ、第1段階としては

しようがないかもしれませんが、さらにそれを踏まえてではどういうふうに具体的に、具体的といってもそんなに深追いはできませんけれども、ある程度ヒントとなるようなものが少し含まれるような形にしておかないと、半分はできましたがあと半分がそっくり残ってしまったかなという、今日だけの議論を聞いていると印象があるものですから、次回以降はHowというところも観点に入れながらやってもらいたいなという感想です。以上です。

○松下主査 ありがとうございます。今回の議論も言葉の解釈、定義に加えて、それを踏まえてどういったことを今後どういうふうに運用していくかということを含めた議論をしていると思いますね。

○篠田 補足ですけれども、ご意見ありがとうございます。まさに今、二次的、派生的、累積的、不可分一体という言葉にこだわって、その定義はいかなるものか、どういう内容かということを中心にご議論いただきましたので、そこがかなり目立った形になったかなと思っておりますし、FAQの回答案でもその前段がそのような形になっております。

一方で、FAQというのは万人が見るもので、比較的やさしく書くべきという形で我々は考えておりますので、助言委員の皆様が見ると少し不十分かなとか、内容としてわかりにくいということもあるかなという気がいたします。

ただ、一方でHowの部分が全く何も書いていないというわけではなくて、我々として最低限表現をしているつもりです。それが十分ではないのかもしれませんが、例えばガイドラインの順番でいきますと派生的・二次的な影響、累積的な影響、これら二つについては両方とも調査のスコーピングの中に入れて議論するというのでございますので、結果これらの可能性のある場合には個別事業において合理的と考える範囲内で影響を調査・検討することとしますという、これはすなわち調査の範囲内に入れますということを書いているつもりです。

27枚目のスライド、40枚目のスライド、それが派生的・二次的の結論的なFAQ、累積的な結論的なFAQに当たります。

一方で、不可分一体の事業。これはいろいろとご議論いただきましたけれども、いわゆるJICAが取り扱う本事業の中から外れているものの、やはりかなり関連性が強いので影響を見なければいけないという範囲内での対応になりますので、14枚目のスライドでその事業に対してEIAなりそういった報告書がつけられていることをしっかりガイドライン基準で確認をして、それが不十分であれば先方に申し入れます。

もっと言えば、松本さんからのコメントにもありましたけれども、例えば当該事業のファイナンスを行わない、そういった強い措置をすることもあり得るということなんですけれども、そういった意味を込めて14枚目のスライドで環境社会配慮文書が作成されていることを確認し、必要に応じて相手国政府等に申し入れを行いますということで、若干ですけれどもHowを入れさせていただいて、明らかにするというまでは

行かないかもしれませんがこれまでよりはクリアにしておくということでございます。
すみません、補足です。

○松下主査 どうぞ。

○柳委員 事務局が用意されたIFCのパフォーマンスガイドラインの、例えば8で書かれているんですけど、部分的に切り取られて書かれると誤解を与えたいと思います。というのは、このリスク及び影響の評価というのは、環境社会リスクと影響というのはプロジェクトに影響を受ける背景に則して特定されると言っていて、それが前提要件です。それで、まず影響の受ける可能性のあるエリアは三つありますと言っているんです。ここでは二つだけ言っているわけです。

プロジェクトとプロジェクトの構成要素である施設について1番目に言っているわけです。2番目は、計画外だけれども将来または別の場所で発生する可能性のあるプロジェクトによって予測される開発の影響だと。そこを派生的・二次的の定義に入れ込んでいます。2番目と3番目にある、あるいは生物多様性及び影響を受ける地域社会の生計集団が依存している生態系サービス。2番目と3番目に書かれているやつをこちらに整理されているわけです。では、1番目はどうなのかと言われると、それは除外しているわけです。切り取った説明されているので、最初のほうで質問のあった経済社会リスクはどうなんだという話が出てきてしまうわけです。そのためにこのパフォーマンスガイドラインができていますので、やはりちゃんと説明しなければいけない。

それから、ここで①の将来とあるけれども、それは前提に「計画外ではあるが」というのがあるわけです。「計画外であるが」というのは、こちらでは除いているわけです。そうすると誤解があるのではないですかということがあるので、僕が思うには、IFCのガイドラインをちゃんと位置づけして説明されないという誤解が生じる、そういうふうに思います。

○篠田 コメントありがとうございます。実は先ほど田中先生がご指摘の累積的影響のところでも同じようなことが言えて、確かに柳先生がおっしゃられるように2番目、3番目を引っこ抜いて、まさに二次的、派生的とか、累積的とか、そういったところのみをスライドに仕立てあげたということがございます。

JICAのガイドラインでも、7ページの2項のところでは調査・検討されるべき範囲はまず直接的、即時的な影響というものが来て、それ以外のものではほかの国際金融機関とか国際機関は間接的と表現しているものを、派生的、二次的、累積的、不可分一体、JICAはそういったものを入れているということで、その前段のところは直接的に入るもの、そこで直接的に考慮されるものというのがある。その上で派生的・二次的というものを考慮する、または不可分一体といったものを考慮するということで、確かに後ろの部分だけを切り出して今回は議論をして、そこに議論を集中させたいし、ある意味全部を議論していたらなかなか時間もないというところもありましてそういうつくり込みをさせていただいていたんですけれども、ご指摘いただいたところは確かに

そのとおりだと思いますので、今後の説明では留意したいと思います。

いろいろご議論いただいた中で、プロジェクトで直接的に、当然に考慮する範囲というのはもちろんございまして、その上でプラス間接的というところで派生的・二次的で影響を考慮すべきもので特に今回より明らかになるものというところをご説明させていただいたという経緯がございます。そこは、すみません、説明足らずだったかもしれません。

○日比委員 一つ確認までよろしいでしょうか。途中1~2回議論にも上がって、すみません、結論というか、どういう方向でまとまったかの確認をさせていただきたいんですけれども。「派生的・二次的な影響」の運用方針で①と②があって、①のほうは「将来もしくは異なる場所で行われる可能性のあるプロジェクトに起因する、計画されていないが予測可能な開発による影響」というのも、そもそも英語の翻訳的にどうなんだというところが最終的にどうなったのか。改めて読み返すと「by the project」と書かれているので、やはりこれは「impacts」、もっと言えば「developments」にかかると。

つまり、「may occur later or at a different location」というのは「project」、つまり当該プロジェクトに起因するdevelopmentsにかかって、そこから出てくる計画されていないけれども予測されるimpactというのが派生的・二次的な影響というふうに読めるんですけれども、どうでしょうか。

それから、この場合の「developments」を開発と翻訳にはあるんですけれども、この文脈からいけばむしろプロジェクトの後に起こる事象という捉え方のほうが正しいのかなと。

プロジェクトとか開発というとかかなり事業として確立されたものから出てくる影響ということになると思うんですけれども、そうではなくてプロジェクトによってまさに派生的に出てくる影響ということをここでは言っているのかと思うんです。

すみません。ここがどういうまとめになったかちょっとわからなかったので。

○篠田 ありがとうございます。まさにここの結論というのは多分このFAQをどうするかということで、最終章に皆さんのご議論を残していた部分なのかと思います。ただ、私どもも事前コメントでどこにかかるのか、または文言がわかりづらくてこうではないかというご指摘をいろいろいただいて、英作文の世界ですけれどももう1回この英文を読ませていただきました。

結果的には、「developments」というご意見をいただいておりますけれども、「that may occur later or at a different location」、これがどこにかかるのかということが多分訳文が変わってくるのではないかと。「may occur」と書いてあるんですね。これが「project may occur」という訳文になっているんですが、「may occur」と書いてあるのでimpactsにかかるのが自然なのかなと。先ほど早瀬委員からもコメントいただいたと記憶しておりますけれども、そういうふうに考えております。

ただ、ここは皆さんの目から見てもご意見をいただきたいところではあるんですけども、もう1回見直すと「impact may occur」と考えるのが自然なのかなと、そういった中で訳文をわかりやすくつくるというのが最終的な落としどころでいいのかなと思っているところですが、いかがでしょうか。

○松下主査 今日はいろいろ議論いただいたんですが、実はまだ確定的な答えが出ていないということで、いま日比委員が指摘されたのはやはりプロジェクトによって起こる……、「developments」、開発というよりは一つの現象とか展開とかそういう感じですね。

それで、現在予定された時間が既に来てしまっているんですが、今後の展開をどうするかということでご相談ですが。一つの方法はここで文章を全員でつくことは非常に難しいので、これまで出た意見をできるだけ取り入れた形で再度JICA事務局側のほうで改定案というか二次案を出していただいて、それをメールベースでシェアして議論を続けるという方法が一つあると思います。

それ以外の方法としては、この場でできる限り今合意できることは文章上で合意するというのですが。

○宮崎 我々が全体会合の少し前まで案をつくってお出しして、ご検討いただいて全体会合のときにご意見をいただくという感じでしょうか。

○松下主査 そうですね。通常のワーキンググループでやっていることは助言案をできるだけまとめて、残った分についてはメールで審議して、できたものを全体会合に報告するという形です。

○宮崎 そうすると、メール審議になるでしょうか？

○松下主査 もう一つの案は、ちょっと今日は時間が足りなかったから、再度このテーマについて例えば次回に引き続き議論をするというオプションがあります。そうすると全体のスケジュールが繰り下がっていきますが。

○宮崎 そうですね。かなりこの後毎月一つ二つ入っていて、個別の普通の助言委員会のワーキンググループのほうもこれからかなり入ってくることを考えますと、できればこの回はこれである程度収束させていただいて、いただいた意見を我々が咀嚼して案をつくることでいかがでしょう。

○松下主査 FAQの改定案に加えて、ここで指摘された今後留意すべき重要なポイントといったリストもつくっていただけるとありがたい。

○宮崎 そうですね。それはこの瞬間に解決するというよりも、今後の課題として列挙しておくという形でもよろしいでしょうか。

○松下主査 そうですね。

○早瀬委員 一言いいですか。それでいいと私も思うんですけども、いろいろな意見がありますね。中には矛盾している意見もあるかもわかりません。そのときに一つだけそれをどこで判断するのかということについては合意しておいたほうがいいと思

うんです。それはスライド7番の検討方針だと思います。これは、みんなよろしいんでしょうか。

国際機関等の規程を参考に、できるだけ国際的な標準に近い方向で整理していきま
すという考え方を一つ提示しておいたほうがいいように思います。JICAで新しい定義
をするというよりは、むしろ……。

○宮崎 それは、いろいろな定義を持ち込むと途上国側も混乱するので、できれば…
…。

○早瀬委員 そこで判断していくということだけは確認しておいたほうがいいんじや
ないですか。

○宮崎 そうですね。我々は、この方針でぜひ行かせていただきたいと思います。

○日比委員 考え方としてはそれで筋は通るかなと思う一方、世銀のセーフガードポ
リシーなどの見直し作業が進んでいて、環境社会配慮という観点から必ずしも強化さ
れるとは限らないような議論もなされていると理解します。

仮にですけれども、この方針でいった場合で世銀のセーフガードポリシーが環境社
会面でゆるくなった場合、JICAさんのポリシーは合わせてゆるくするのか、これまで
やってきたんだからそこはこれまでどおりの高いバーを維持しようではないかと。随
分意味合いが変わってくるかなと思うんですけれども。

○宮崎 いま明確にお答えしなければいけないのでしょうか。といいますのは、まだ世
銀のほうも全然固まっていない状況です。一方で我々のガイドラインには世銀のガイ
ドラインから大きく乖離しないということも書いているという意味もありまして、
我々も今後検討課題だなと思っているところはあるんですけれども。

○日比委員 いや、今ということではないと思うんですけれども、必ずしも世銀か
ら乖離しないことだけが……、少なくとも環境社会配慮のレベルが継続されるわけ
もないという点は認識しておいたほうがいいかなと。

○宮崎 わかりました。

○作本委員 毎回テーマが決まっているので毎回ごとで一定のけじめをつけていく
という話だと思います。ただ、大きいテーマのところとそれほどではないところがこ
れから出てくると思います。ですから2回目に入り込むというのも残しておいていい
のではないのでしょうか。特にこの不可分みたいなのは大きいテーマですから、おさ
らいするぐらいの感じで次回に引き継げるような若干の余裕というか遊びの部分があ
ってもいいのではないのでしょうか。ただ、JICAさんが何かお答えしなければいけ
ないとか、資料をつくる、あるいは全体会ということになってくると歯車がまたきち
んとでき上がってしまいますので、どうしていいかわからないんですが。

○宮崎 次回にご参加いただく委員が今回と同じ委員とも限りませんし。

○作本委員 そういう問題もあるんですね。

○宮崎 ええ。ですので新たな議論が発展していつてしまう可能性もあり、そういう

意味では今回の案を皆様に見ていただいて、それでもどうしても納得いかないということであれば予備2回ぐらいうちのほうでとってありますので、そこに先送りすることも可能かなと。

○作本委員 少数意見みたいな形で、ほかにこういう意見がありましたと併記すればいいだけのことではないでしょうか。一つの結論を出す必要は必ずしも、これだけ大きいテーマが残っているわけですからないと思いますね。次回の件はわかりました。納得しました。

○松下主査 全体スケジュールを前回の全体会で示していただいて、委員がそれぞれ関心のあるテーマを見て参加するという形式になっておりますので、あまり日程を変えてしまうと各委員の予定も変わってしまいます。予備日が幾つかありますので、再度議論することは予備日で議論するという形で、とりあえず毎回の議論の合意点とか、あるいは少数意見も含めてまとめていくという形でやっていこうかと思います。

○清水谷委員 今後そのFAQの案をブラッシュアップしていくという方針だと思うんですけども、同時に高橋委員がおっしゃられたように内規のような、もう少し詳しい議論の部分をどう残しておくかというところで、FAQはFAQでブラッシュアップする部分と内規用にしっかり議論すべき項目を今回の議論の中で記録としてつくっていくべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○長谷川委員 それは議事録ではだめですか。

○清水谷委員 やはり成果としてこういう内規が……。ガイドラインは専門以外の人、一般的に見るものですから、かなり薄いところもあると思うんです。議論で出てきた詳しい部分というのは、将来内規のような形でまとめる必要性が出てきたときにも役立つように、何かキーワードなどそういったものを積み上げていくことをやったほうがいいのではないのでしょうか。

○松下主査 先ほどですね、FAQの改定案と、それから今回のワーキンググループの討議で出てきた主要論点といいますか、合意できた点もありますし、分かれた点もありますが、主要論点を一応項目書きしていただくということをお願いしたつもりだったんですが。

○長谷川委員 私も全く大賛成です。実はここで我々が討議していることは、助言委員会で我々助言委員がいつも悩んでいることばかりが入っているんです。ですからきちんと整理していただくと、今後助言をするときにかなり我々はスムーズに議論ができるかと思います。ここで議論したことは何らかの形でしっかりまとめておいてもらうと本当に助かります。よろしくお願いします。

○松下主査 それでは、ちょっと時間が過ぎてしまいましたが、今日の討議はここで終了させていただいて、事務局にお願いすることになりますが、今回の議論を踏まえて一つはFAQの改定案をつくっていただくこと。もう一つは今日の議論で指摘された重要な論点を整理していただく。それを委員にメール上で回覧していただいて、再度

その上で議論を続けるという形にしたいと思います。

○宮崎 個別案件のワーキンググループのようなメール審議で助言を確定していただくという形にまでするのか、次回の全体会合のときで、多少皆様からいろいろな意見をいただくにせよ、皆さんが完全に合意したものを次回の全体会合にかけるというのは多分テーマからして難しいのではないかなと思うんです。その塩梅を一応確認させていただければと思うんですが。

○松下主査 いかがでしょうか。次回の全体会合は9月の初めだと思いますが。

○宮崎 5日です。

○松下主査 9月初めまでに全体会合にワーキンググループとして報告できる案をつくっていくと。

○宮崎 目指したいですが。

○松下主査 場合によっては合意できない両論併記的な文が出るかもしれませんが、一応全体会合に報告するものをまとめるという前提でスケジュールをつくっていく。

○宮崎 もう一度22日に、次の全体会合前に次のテーマももう控えていますので、ある程度さくさくやらせていただかないと厳しいかなという気はしております。

○松下主査 具体的なスケジュールは、また後で事務局と相談した上で皆さんにはご連絡するというところでよろしいでしょうか。

○日比委員 一つよろしいでしょうか。基本的にそういう流れになるかと思いますが、例えば累積的影響で先ほど作本委員がおっしゃったように、私も真っ先に思いつくのは気候変動の影響なんですけれども、気候変動影響はまた別途議論の場があるので、その辺で累積的影響だけを先に固めることもできない可能性も出てくるのかなとちょっと思っております。

○篠田 基本的に今回は用語の定義をさせていただいているので、確かにいろいろな事象を考えなければいけないというのは理解するとともに、それを個別確認テーマに落としていくつもりです。

一方で、今回なるべく合意を目指したいところは、今まで皆さんの助言をいただいたプロセスの中でこういったところが最終的な考え方の明確になる言葉の定義とか使い方のかなというところで、言葉の定義のところについてはある程度結論的なところに持っていかれたらと思っています。

ただ一方で、ここで固まったものが各論の気候変動の回で、そういえば累積的な議論があってこうしたほうがいいよねと、また戻るべきだということであれば、そこでまたご意見をいただいてということが考えられると思います。

ここ1回、2回は言葉の定義が続きますので、皆さんが持っているお考え方を全部出していただいて今の段階の着地点をできれば定めていきたいということです。

○日比委員 わかりました。

○松下主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、とりあえず今日のワーキンググループは以上で終了させていただきます。
ありがとうございました。

午後5時12分閉会